

別冊 1

# 供給約款変更認可申請補正書

四国電力株式会社

別 紙

# 電 気 供 紿 約 款

平成 25 年 9 月 1 日実施

四 国 電 力 株 式 会 社

# 電 気 供 約 款

## 目 次

I	総 則	1
1	適 用	1
2	供給約款の認可および変更	1
3	定 義	1
4	単位および端数処理	3
5	実 施 細 目	3
II	契約の申込み	4
6	需給契約の申込み	4
7	需給契約の成立および契約期間	4
8	需 要 場 所	5
9	需給契約の単位	6
10	供 給 の 開 始	7
11	供 給 の 单 位	7
12	承 諾 の 限 界	7
13	需給契約書の作成	7
III	契約種別および料金	8
14	契 約 種 別	8
15	定 額 電 灯	8
16	従 量 電 灯	11
17	臨 時 電 灯	15
18	公 衆 街 路 灯	18

19	低圧電力	22
20	臨時電力	26
21	農事用電力	27
<b>IV</b>	<b>料金の算定および支払い</b>	<b>30</b>
22	料金の適用開始の時期	30
23	検針日	30
24	料金の算定期間	31
25	使用電力量の計量	31
26	料金の算定	33
27	日割計算	33
28	料金の支払義務および支払期日	34
29	料金その他の支払方法	36
30	延滞利息	37
31	保証金	38
<b>V</b>	<b>使用および供給</b>	<b>40</b>
32	適正契約の保持	40
33	力率の保持	40
34	需要場所への立入りによる業務の実施	40
35	電気の使用にともなうお客様の協力	41
36	供給の停止	42
37	供給停止の解除	43
38	供給停止期間中の料金	43
39	違約金	43
40	供給の中止または使用の制限もしくは中止	44
41	制限または中止の料金割引	44

42 損害賠償の免責	45
43 設備の賠償	46
<b>VI 契約の変更および終了</b>	<b>47</b>
44 需給契約の変更	47
45 名義の変更	47
46 需給契約の廃止	47
47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう 料金および工事費の精算	48
48 解約等	50
49 需給契約消滅後の債権債務関係	50
<b>VII 供給方法および工事</b>	<b>51</b>
50 需給地点および施設	51
51 架空引込線	52
52 地中引込線	53
53 連接引込線等	54
54 中高層集合住宅等への供給方法	55
55 引込線の接続	55
56 計量器等の取付け	55
57 専用供給設備	56
<b>VIII 工事費の負担</b>	<b>58</b>
58 一般供給設備の工事費負担金	58
59 特別供給設備の工事費負担金	60
60 供給設備を変更する場合の工事費負担金	61

61	特別供給設備等の工事費の算定	61
62	工事費負担金の申受けおよび精算	63
63	臨時工事費	64
64	需給開始に至らないで需給契約を廃止または 変更される場合の費用の申受け	65
 <b>IX 保 安</b>		 66
65	保安の責任	66
66	調 査	66
67	調査等の委託	66
68	調査に対するお客様の協力	67
69	保安に対するお客様の協力	67
70	検査または工事の受託	67
71	自家用電気工作物	68
 <b>附 則</b>		 69
 <b>別 表</b>		 109

# I 総則

## 1 適用

- (1) 当社が、一般の需要（特定規模需要および特定電気事業が開始された供給地点における需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。
- (2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。  
徳島県、高知県、香川県（一部を除きます。）、愛媛県（一部を除きます。）

## 2 供給約款の認可および変更

- (1) この供給約款は、電気事業法第19条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣の認可を受けたものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気供給約款によります。

## 3 定義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低圧  
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 高圧  
標準電圧6,000ボルトをいいます。
- (3) 電灯  
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (4) 小型機器  
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の

低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(7) 契約主開閉器

契約上設定されるしや断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしや断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(8) 契 約 容 量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(9) 契 約 電 力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(10) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(11) そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(12) 貿 易 統 計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(13) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定期間の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日か

ら翌年の2月28日までの期間（翌年がうるう年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第1項に定める賦課金をいいます。

#### 4 単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力については、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

#### 5 実施細目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

## II 契約の申込み

### 6 需給契約の申込み

(1) お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約容量、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

(2) 契約負荷設備、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客様から申し出いただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出いただきます。

(3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

(4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客様が保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

### 7 需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は、お客様の需給契約の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立

した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

- ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

## 8 需要場所

- (1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に入り出しきれない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

- (2) 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。

なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

- (3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

### イ 居住用の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

- (イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。
- (ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

(ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能を有すること。

ロ 居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分があり、かつ、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている場合で、次のいずれかに該当するときは、各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。

なお、(ロ)の場合には、共用する部分を原則として 1 需要場所といたします。

(イ) 各部分の間に共用する部分がないこと。

(ロ) 各部分の所有者が異なること。

ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。

ニ そ の 他

構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を 1 需要場所とすることができます。

## 9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

(1) 1 需要場所において、次の 2 以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の 1 契約種別 ((2) の場合は、2 契約種別といたします。) とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの 1 契約種別、臨時電力、農事用電力

(2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの 1 契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合

## **10 供給の開始**

- (1) 当社は、お客様の需給契約の申込みを承諾したときには、お客様と協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客様と協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

## **11 供給の単位**

当社は、次の場合を除き、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 共同引込線（2以上の需給契約に対して1引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合
- (2) その他技術上、経済上やむをえない場合

## **12 承諾の限界**

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

## **13 需給契約書の作成**

特別の事情がある場合で、お客様が希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

### Ⅲ 契約種別および料金

#### 14 契 約 種 別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 别	
	定 額 電 灯	
電 灯 需 要	従 量 電 灯	A
		B
	臨 時 電 灯	A
		B
		C
	公 衆 街 路 灯	A
		B
		C
電 力 需 要	低 圧 電 力	
	臨 時 電 力	
	農 事 用 電 力	

#### 15 定 額 電 灯

##### (1) 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

## (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

## (3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

## (4) 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

### イ 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	68円25銭
ロ 電 灯 料 金	

(イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

20ワットまでの1灯につき	137円55銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	229円95銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	322円35銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	506円10銭
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	253円05銭

- (ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
- (ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

#### ハ 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	237円30銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	369円60銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	184円80銭

#### (5) そ の 他

当社は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。

## 16 従量電灯

### (1) 従量電灯 A

#### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。
- (ハ) 定額電灯を適用できること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)および(ハ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当社は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

#### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

#### ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客様と当社との協議によって行ないます。

## 二 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	1契約につき最初の11キロワット時まで	392円70銭
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	19円45銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円77銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円12銭

## ホ そ の 他

当社は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

### (2) 従量電灯B

#### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。  
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お

客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適當と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契 約 容 量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電

流にもとづき、別表7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

## ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

### (イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	357円00銭
-------------------	---------

### (ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16円20銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	21円47銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	24円27銭

## 17 臨時電灯

### (1) 臨時電灯 A

#### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

#### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

#### ハ 料金

料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7円35銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	14円70銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	14円70銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	147円00銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	147円00銭

## ニ そ の 他

- (イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

## (2) 臨時電灯B

### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

- (イ) 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 臨時電灯Aを適用できないこと。

### ロ 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによつ

て算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	549円15銭
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	32円03銭

#### ハ そ の 他

- (イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電灯 B を適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 A に準ずるものといたします。

#### (3) 臨時電灯 C

##### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

##### ロ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

#### (イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	393円75銭
---------------------	---------

#### (ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	26円69銭
-------------	--------

### ハ その他

(イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。

## 18 公衆街路灯

### (1) 公衆街路灯A

#### イ 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客様と当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することができます。

## 口 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

### (イ) 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	63円00銭
--------	--------

#### (ロ) 電 灯 料 金

a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

20ワットまでの1灯につき	133円35銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	222円60銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	311円85銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	489円30銭
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	244円65銭

b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたしま

す。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(八) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	228円90銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	357円00銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	178円50銭

ハ そ の 他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適當と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することができます。
- (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 公衆街路灯B

イ 適 用 範 囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 使用する負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)が6キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 公衆街路灯Aを適用できること。

#### 口 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	364円35銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	18円88銭

#### ハ そ の 他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適當と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することができます。
- (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Aに準ずるものといたします。

### (3) 公衆街路灯C

#### イ 適 用 範 囲

公衆街路灯を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

#### ロ 契 約 容 量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の

入力換算容量] によって換算するものといたします。) といたします。

## ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

### (イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	320円25銭
-------------------	---------

### (ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	16円29銭
------------	--------

## ニ そ の 他

(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適當と認められる場合は、一括して公衆街路灯Cを適用することができます。

(ロ) 他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。

## 19 低 圧 電 力

### (1) 適 用 範 囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適當と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

## (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

## (3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

## (4) 契 約 電 力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表7（契約容量および契約電

力の算定方法)に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客様が契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表7(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2

(燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,065円75銭
---------------	-----------

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比でん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	15円08銭	13円70銭

#### ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表6（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントと

みなします。

## ニ そ の 他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

### (6) そ の 他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

## 20 臨 時 電 力

### (1) 適 用 範 囲

動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

### (2) 契 約 電 力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

### (3) 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

#### イ 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別

表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

契約電力1キロワット1日につき	156円45銭
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

料金は、19（低圧電力）(5)イおよびロによって算定された金額の20パーセントを割増ししたものならびに別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

(4) その他の

イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

## 21 農事用電力

(1) 適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

## (2) 契 約 電 力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

## (3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

### イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の2月分（その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき	714円00銭
---------------	---------

### ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計

量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	11円16銭	10円14銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。

(4) そ の 他

イ お客様が契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。

ロ お客様が電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切斷等の処置を行なうことがあります。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

## IV 料金の算定および支払い

### 22 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

### 23 検針日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかつた場合は、検針に伺つた日に検針を行なつたものといたします。
- (3) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。
  - イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合
  - ロ 非常変災等の場合
  - ハ その他特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたとき。

- (4) (3)イの場合で、検針を行なわなかつたときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なつたものといたします。
- (5) (3)ロまたはハの場合で、検針を行なわなかつたときは、検針を行なわ

ない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

## 24 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）(7)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

## 25 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。  
イ 23（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき

期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ 23（検針日）(4)の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ 23（検針日）(5)の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

(2) 計量器の読みは、次によります。

イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計量器により計量する場合は、最小位までといたします。

ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。

(3) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

(4) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

(5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(6)の場合を除き、取付けおよび取外した電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

(6) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかつた場合に

は、料金の算定期間の使用電力量は、別表8（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

- (7) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表8（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (8) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行いません。

## 26 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
  - イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
  - ロ 契約種別、契約負荷設備、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
  - ハ 24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

## 27 日割計算

- (1) 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。
  - イ 基本料金、最低料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表9（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
  - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて

別表9（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの料金適用上の電力量区分については、別表9（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表9（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。

また、26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表9（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

## 28 料金の支払義務および支払期日

(1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）(4)の場合の料金または25（使用電力量の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の計量）(6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお、25（使用電力量の計量）(7)の場合は、そのお客様の属する

検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

ハ 29（料金その他の支払方法）(5)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。

ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

ホ 農事用電力のお客さまの1年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の2月分を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。）といたします。

(2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、当社が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

(4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日と

いたします。

## 29 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客様が料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

ハ お客様が当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

(2) お客様が料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のように当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客様の指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

(3) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(4) 23（検針日）(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

- (5) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客様の承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (6) 料金については、当社は、お客様が希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。
- なお、当社は、前受金について利息を付しません。
- (7) 臨時電灯、臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けことがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。
- また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。

### 30 延滞利息

- (1) お客様が料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を 29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客様が指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、

1円とし、その端数は、切り捨てます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \frac{5}{105}$$

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

### 31 保証金

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかつた場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかつた場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかつた場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することができます。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定

した保証金を預けていただくことがあります。

(5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。

イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。

ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかつた場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。

(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。

## V 使用および供給

### 32 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

### 33 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、別表6（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

### 34 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 69（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 36（供給の停止）、46（需給契約の廃止）(1)または48（解約等）により必要な処置
- (6) その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかる保安の確認に必要な業務

### 35 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
  - イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
  - ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
  - ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
  - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
  - ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしたがい、当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

## 36 供給の停止

- (1) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。
- イ お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
- ロ お客様の需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合
- ハ 55（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客様の電気設備との接続を行なった場合
- (2) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。
- なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。
- イ お客様が料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- ロ お客様が他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- (3) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することができます。
- イ お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
- ニ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。
- ホ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。
- ヘ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたと

き。

ト 34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

チ 35（電気の使用にともなうお客様の協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(4) お客様がその他この供給約款に反した場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

### 37 供給停止の解除

36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客様がその理由となった事実を解消し、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われ、かつ、当社に電気の供給の再開を申し出でいただいたときには、当社は、すみやかに（次の場合を除きます。）電気の供給を再開いたします。

(1) 非常変災の場合

(2) 営業時間外の場合で、要員の配置等の事情により、やむをえないとき。

(3) その他特別の事情がある場合

### 38 供給停止期間中の料金

36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯Aおよび公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

### 39 違 約 金

(1) お客様が 36（供給の停止）(3) 口からへまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

- (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

#### 40 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客様さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- イ 異常渇水等により電気の需給上やむをえない場合
  - ロ 当社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
  - ハ 当社の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
  - ニ 非常変災の場合
  - ホ その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客様さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

#### 41 制限または中止の料金割引

- (1) 当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客様さまの責めとなる理由による場合は、そのお客様さまについては割引いたしません。
- イ 割引の対象
    - 定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金、従量電灯Aについては最

低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

#### ロ 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

#### ハ 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

- (2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。
- (3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

## 42 損害賠償の免責

- (1) 40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または48（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由

によるものであるときには、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。

#### 43 設備の賠償

お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

(1) 修理可能の場合

修理費

(2) 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

## VI 契約の変更および終了

### 44 需給契約の変更

お客様が電気の需給契約の変更を希望される場合は、II（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

### 45 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客様が、それまで電気の供給を受けていたお客様の当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

### 46 需給契約の廃止

(1) お客様が電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社は、原則として、お客様から通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

(2) 需給契約は、48（解約等）および次の場合を除き、お客様が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客様の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

#### 47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算

お客様（定額電灯、従量電灯A、臨時電灯、公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合

イ 当社は、お客様が契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ 当社は、お客様が契約容量または契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について、63（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(2) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合

イ 当社は、お客様が契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容

量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、お客様が契約容量または契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、63（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(3) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

イ 当社は、お客様が契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、63（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(4) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

イ 当社は、お客様が契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料

金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比で併分してえたものといたします。

□ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、63（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

## 48 解 約 等

(1) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2) お客さまが、46（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

## 49 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

## VII 供給方法および工事

### 50 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、当社の電線路または引込線とお客様の電気設備との接続点といたします。
- (2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客様と当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客様と当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。
- イ 山間地、離島にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合
- ロ 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合
- ハ 1建物内の2以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。
- ニ 52（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合
- ホ その他特別の事情がある場合
- (3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。
- なお、当社は、お客様（共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客様の土地または建物に施設する引込線、変圧器、接続装置等の供給設備の施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。
- (4) 付帯設備（(3)によりお客様の土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客様の建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

## 51 架空引込線

- (1) 当社の電線路とお客様の電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客様の建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 需給地点から引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。
- (3) 引込線を取り付けるためお客様の需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。
- (4) 当社は、お客様の承諾をえて、次により、お客様の引込小柱を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。  
イ 当社は、お客様の引込小柱を使用して、他のお客さまへの引込線を施設いたします。この場合、その引込小柱から最短距離の場所にあるお客様の建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線および引込小柱の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、需給地点は、お客様へ引き込むための引込線の終端に変更いたします。  
ロ イにより当社が管理を行なう引込線または引込小柱を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客様にお返しいたします。また、これにともない新たに施設される場合の引込線または引込小柱は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

## 52 地中引込線

(1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で、当社の電線路とお客様の電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ お客様が需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点

ロ 当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお、当社は、お客様の土地または建物に接続装置を施設することができます。

(2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は、当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客様と当社との協議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。

イ お客様の構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

ロ 建物の3階以下にある場所

ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所

(3) 当社の電線路とお客様の電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合の付帯設備は、次のものをいいます。

イ 鉄管、暗きよ等お客様の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物

ロ お客様の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

#### ハ その他イまたはロに準ずる設備

(4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客様の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続を行ないます。この場合、当社は、59（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

### 53 連接引込線等

(1) 当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、連接引込線（1需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線による引込みで電気を供給することができます。この場合、当社は、分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することができます。

なお、お客様の電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。

(2) 当社は、お客様の承諾をえて、次により、お客様の引込口配線を使用して他のお客さまへ電気を供給することができます。

イ 当社は、お客様の引込口配線から分岐して、他のお客さまへの連接引込線を施設いたします。この場合、その引込口配線の終端までは共同引込線とし、その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、需給地点は、当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。

ロ イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客様にお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込線は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

#### 54 中高層集合住宅等への供給方法

中高層集合住宅等の場合で、1建物内の2以上の需要場所に電気を供給するときには、当社は、原則として共同引込線による1引込みで電気を供給いたします。

なお、技術上その他やむをえない場合は、当社は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し、電気を供給いたします。この場合、変圧器の2次側接続点までは、当社が施設いたします。

#### 55 引込線の接続

当社の電線路または引込線とお客様の電気設備との接続は、当社が行ないます。

なお、お客様の希望によって引込線の位置変更工事をする場合には、当社は、実費を申し受けます。

#### 56 計量器等の取付け

(1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます。）および区分装置（時間を区分する装置等をいいます。）は、契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社がお客様の電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

なお、次の場合には、お客様の所有とし、お客様の負担で取り付けていただくことがあります。

イ　お客様の希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ　変成器の2次配線等で、当社規格以外のケーブルを必要とし、またはお客様の希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合

(2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量がで

き，かつ，検針，検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし，お客さまと当社との協議によって定めます。

また，集合住宅等の場合で，お客さまの希望によって計量器，その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには，お客さまと当社との協議により，あらかじめ鍵の提出等解錠に必要な協力を行なっていただくことがあります。

- (3) 計量器，その付属装置および区分装置の取付場所は，お客さまから無償で提供していただきます。また，(1)によりお客さまが施設するものについては，当社が無償で使用できるものといたします。
- (4) 当社は，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には，当社が無償で使用できるものといたします。
- (5) お客さまの希望によって計量器，その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合には，当社は，実費を申し受けます。
- (6) 16（従量電灯）(1)ホによって取り付ける装置については，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。この場合，その取付位置は，原則として屋外とし，取付場所は，お客さまから無償で提供していただきます。

## 57 専用供給設備

- (1) 当社は，次の場合には，59（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。
  - イ お客さまがとくに希望され，かつ，他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合
  - ロ 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合
  - ハ お客さまの施設の保安上の理由，または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により，特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として

施設することが適當と認められる場合

- (2) (1)の専用設備は、需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧のしゃ断器までの電線路を含みます。）に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。
- (3) 当社は、供給設備を2以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、(1)イの場合は、次に該当する場合で、いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。
- イ 2以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で、いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき。
- ロ お客様が既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

## VIII 工事費の負担

### 58 一般供給設備の工事費負担金

(1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。

区分	単位	金額
架空配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	3,255円
地中配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	26,040円

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

- (2) 工事費負担金の対象となる供給設備は、需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設されるしゃ断器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。
- (3) 工事費負担金は、需給契約ごとに算定いたします。ただし、1需要場所において2以上の需給契約を結ぶ場合は、需要場所ごとに算定いたします。
- (4) 2以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。
- イ 2以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表のお客さまによる1申込みとみなして算定いたします。この場

合、無償こう長は、(1)の無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。

ロ 2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さまごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。

(5) 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の(1)の超過こう長は、次により算定いたします。

イ 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

ロ 架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

架空配電設備の超過こう長

= 架空配電設備の工事こう長 -

$$\left( \frac{\text{地中配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の工事こう長}} - \frac{\text{地中配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の工事こう長}} \right) \times \frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}}$$

(6) 次の言葉は、VIII（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ 配電設備

発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器およびこれらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きよ、管等をいいます。）を含みます。

ロ 工事こう長

別表 10（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電

設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(7) VIII(工事費の負担)の各項において、契約電力等を増加される場合とは、次の値が増加する場合をいいます。

- イ 定額電灯、従量電灯A、臨時電灯A、臨時電灯B、公衆街路灯Aおよび公衆街路灯Bの場合の負荷設備の総容量
- ロ 契約容量
- ハ 契約電力

なお、供給電気方式を交流单相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流单相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は、契約電力等を増加されるものとみなします。

## 59 特別供給設備の工事費負担金

お客様が新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として申し受けます。

(1) お客様の希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額

なお、標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- イ お客様への供給に必要な標準設計をこえる電線、支持物または変圧器等を施設する場合
- ロ 架空配電設備で電気を供給できるにもかかわらず、地中配電設備を施設する場合

- ハ 標準設計による配電設備以外の配電設備から電気の供給を受ける場合
- ニ その他お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合

また、この場合も 58（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

- (2) 57（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、57（専用供給設備）(2)によるものといたします。

## 60 供給設備を変更する場合の工事費負担金

- (1) 新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを含みます。また、お客さまとの電気の需給に直接関係する場合に限りません。）は、55（引込線の接続）または 56（計量器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。
- (2) 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

## 61 特別供給設備等の工事費の算定

59（特別供給設備の工事費負担金）および 60（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。

- (1) 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。
- イ 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛りの合計額といたします。

ロ 材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

ハ 撤去工事がある場合は、イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

ニ お客様の希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、63（臨時工事費）に準じて算定いたします。

(2) お客様が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、(1)に準じて算定いたします。

(3) 59（特別供給設備の工事費負担金）(1)の場合で、その工事費を58（一般供給設備の工事費負担金）(1)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適當と認められるときは、(1)および(2)にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも58（一般供給設備の工事費負担金）(1)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

(4) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ 管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

## 62 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費負担金を工事着手前に申し受けます。ただし、お客様に特別の事情がある場合は、工事費負担金を工事着手後に申し受けることがあります。この場合、需給開始日までに申し受けます。
- (2) お客様が希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。
- (3) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。
  - イ 58（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。
    - (イ) 設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合
    - (ロ) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合
  - ロ 59（特別供給設備の工事費負担金）（58〔一般供給設備の工事費負担金〕の超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は、イに準ずるものといたします。）および60（供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。
    - (イ) 設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が5パーセントをこえる場合
    - (ロ) 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）
    - (ハ) その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合
- (4) 当社は、お客様の承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備を施設してから10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

(5) 居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として1年以内にすべての建物が施設される場合で、すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される 58 (一般供給設備の工事費負担金) の工事費負担金を当初に申し受けます。

また、工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された配電設備に応じたものといたします。

### 63 臨時工事費

(1) 17 (臨時電灯) または 20 (臨時電力) によって電気の供給を受けるお客さまのために新たに供給設備を施設する場合には、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛けを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、原則として工事着手前に申し受けます。

なお、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

(2) 臨時工事費を申し受ける場合は、58 (一般供給設備の工事費負担金), 59 (特別供給設備の工事費負担金) および 60 (供給設備を変更する場合の工事費負担金) の工事費負担金は申し受けません。

(3) 新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置

し，かつ，無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。

- (4) 臨時工事費の精算は、62（工事費負担金の申受けおよび精算）(3)ロの場合に準ずるものといたします。

**64 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け**  
供給設備の一部または全部を施設した後，お客様の都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は，当社は，要した費用の実費を申し受けます。

なお，実際に供給設備の工事を行なわなかつた場合であっても，測量監督等に多額の費用を要したときは，その実費を申し受けます。

## IX 保 安

### 65 保安の責任

当社は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

### 66 調 査

(1) 当社は、法令で定めるところにより、お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

なお、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。

イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ 接地抵抗値の測定

ハ 点検

(3) 当社は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、お客様にお知らせいたします。

なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行ないます。

### 67 調査等の委託

(1) 当社は、66(調査)の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することができます。

(2) 当社は、(1)によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により、お客様にお知らせいたします。

## 68 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 当社は、66（調査）(1)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

## 69 保安に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。
  - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
  - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

## 70 検査または工事の受託

- (1) お客さまは、保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。
- (2) (1)の申込みを受けた場合には、当社は、すみやかに検査を行ないます。この場合には、当社は、検査料として実費を申し受けます。ただし、軽

易なものについては、無料とすることがあります。

- (3) お客様は、保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。
- (4) (3)の申込みを受けた場合には、当社は、できる限りこれを受託いたします。受託したときには、当社は、実費を申し受けます。ただし、電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

## 71 自家用電気工作物

お客様の電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたしません。

- (1) 66（調査）
- (2) 67（調査等の委託）
- (3) 68（調査に対するお客様の協力）
- (4) 70（検査または工事の受託）

# 附 則

# 附 則

## 1 この供給約款の実施期日

この供給約款は、平成25年9月1日から実施いたします。

## 2 需要場所についての特別措置

### (1) 適用

イ 8（需要場所）(1)に定める1構内または8（需要場所）(2)に定める1建物（以下「原需要場所」といいます。）において、口に定める特例設備を新たに使用する際に、口に定める特例設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからこの特別措置の適用の申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、8（需要場所）にかかわらず、当分の間、1原需要場所につき、口(イ)または(ロ)それぞれ1特例区域等に限り、1需要場所といたします。

(イ) 特例区域等に口に定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、口(ロ)に定める特例設備の場合は、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）において口(ロ)に定める特例設備以外の負荷設備があること。

(ロ) 次の事項について、非特例区域等のお客さまの承諾をえていること。

a 非特例区域等について、8（需要場所）に準じて需要場所を定めること。

b 当社が特例区域等における業務を実施するため、34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

(ハ) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

(ニ) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設され

ていること。

(ホ) 当社が非特例区域等における業務を実施するため、34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例設備は、次のものをいいます。

(イ) 急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(ロ) 認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(2) 工事費の負担

特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、58（一般供給設備の工事費負担金）または59（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、VIII（工事費の負担）の適用については、59（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準ずるものといたします。

### 3 計量器の読みにかかる取扱い

乗率を有しない記録型計量器により計量する場合の計量器の読みは、25（使用電力量の計量）(2)ロにかかわらず、当分の間、整数位までといたします。

なお、この取扱いを終了する場合は、当社は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

#### 4 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかる取扱い

(1) 従量電灯のお客さままで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

(2) 料金は、16（従量電灯）(1)ニおよび(2)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯Aを適用したものとみなして、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

#### 5 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に変更前の電気供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則5（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整用電力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

##### (1) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

## (2) 料 金

料金は、1年（毎年4月1日から起算いたします。）につき次によつて算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

契約電力 契約 使用期間	0.5キロ ワット	1キロ ワット	2キロ ワット	3キロ ワット	3キロワットをこえ 1キロワットを増す ごとに
最初の30日まで	3,673円95銭	5,233円20銭	8,309円70銭	11,405円10銭	2,975円70銭
30日をこえる 1日につき	28円35銭	43円05銭	93円45銭	141円75銭	51円45銭

ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによつて算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによつて算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。この場合、基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロ ワット	1キロ ワット	2キロ ワット	3キロ ワット	3キロワットをこえ 1キロワットを増す ごとに
1日につき	30銭8厘	61銭4厘	1円23銭0厘	1円84銭4厘	61銭4厘

## (3) 支払義務発生日

料金の支払義務発生日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、最初の30日までの料金の支払義務発生日は、契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

## (4) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものといたします。

## 6 延滞利息の適用開始時期

- (1) 12（承諾の限界）、15（定額電灯）、16（従量電灯）、17（臨時電灯）、18（公衆街路灯）、19（低圧電力）、20（臨時電力）、21（農事用電力）、27（日割計算）、28（料金の支払義務および支払期日）、29（料金その他

の支払方法), 30 (延滞利息), 31 (保証金), 36 (供給の停止), 38 (供給停止期間中の料金), 39 (違約金), 41 (制限または中止の料金割引), 附則4 (従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかる取扱い), 附則5 (農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置) および別表9 (日割計算の基本算式) は, 平成26年10月1日以降に支払義務が発生する料金について適用するものとし, 平成26年9月30日以前に支払義務が発生する料金については, 附則7 (延滞利息の適用開始までの取扱い) を適用いたします。ただし, (2)の場合を除き, 平成26年9月の検針日の翌日から平成26年10月の検針日までの期間に需給契約が消滅した場合の料金は, 平成26年10月1日以降に支払義務が発生する料金といたします。

(2) 定額制供給の場合は, (1)に準ずるものといたします。この場合, (1)にいう検針日は, そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし, 臨時電灯および臨時電力で, 料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間, または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は, (1)にいう検針日は, 応当日といたします。

## 7 延滞利息の適用開始までの取扱い

### (1) 承諾の限界

当社は, 法令, 電気の需給状況, 供給設備の状況, 料金の支払状況(既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期限を経過してなお支払われない場合を含みます。)その他によってやむをえない場合には, 需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることができます。この場合は, その理由をお知らせいたします。

### (2) 料 金

イ 料金は, 早収期間内に支払われる場合には各契約種別ごとに次の各項に規定する早収料金に別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)

(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたも

のとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。ただし、26（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに(10)により日割計算をしてえた料金については、早収料金に別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

- ロ 遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものといたします。
- ハ 早収期間は、(11)イの支払義務発生日の翌日から起算して20日目までの期間をいいます。ただし、検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合は、検針の基準となる日の翌日から起算して20日目までの期間をいいます。

なお、早収期間の最終日（以下「早収期限日」といいます。）が日曜日または休日に該当する場合は、早収期限日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

### (3) 定額電灯

#### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

- ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

## ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

## ニ 早 収 料 金

早収料金は、需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計といいます。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

### (イ) 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	68円25銭
---------	--------

### (ロ) 電 灯 料 金

a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

20ワットまでの1灯につき	137円55銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	229円95銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	322円35銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	506円10銭
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	253円05銭

b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたしま

す。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(八) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	237円30銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	369円60銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	184円80銭

ホ そ の 他

当社は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。

(4) 従量電灯

イ 従量電灯A

(イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- a 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
- b 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
- c 定額電灯を適用できること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給

が適當と認めたときは、a および c に該当し、かつ、b の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当社は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧200ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(ハ) 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客様と当社との協議によって行ないます。

(二) 早 収 料 金

早収料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	392円70銭
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	19円45銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円77銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円12銭

## (ホ) その他の

当社は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

### 口 従量電灯B

#### (イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

a 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

b 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、aに該当し、かつ、bの契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

### (ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

### (ハ) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

## (二) 契約容量

a 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

b お客様が契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、aにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

## (三) 早 収 料 金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

### a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、ま

ったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	357円00銭
-------------------	---------

### b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16円20銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	21円47銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	24円27銭

## (5) 臨時電灯

### イ 臨時電灯A

#### (イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

#### (ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

#### (ハ) 早 収 料 金

早収料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によ

つて、1日につき次のとおりといたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7円35銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	14円70銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	14円70銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	147円00銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	147円00銭

## (二) その他の

- a 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- b 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。
- c その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

## □ 臨時電灯B

### (イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

- a 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
- b 臨時電灯Aを適用できないこと。

#### (ロ) 早 収 料 金

早収料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	549円15銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	32円03銭

#### (ハ) そ の 他

- a 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- b 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。
- c その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Aに準ずるものといたします。

#### ハ 臨 時 電 灯 C

##### (イ) 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

#### (ロ) 早 収 料 金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）

(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	393円75銭
-------------------	---------

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	26円69銭
------------	--------

(八) その他

a 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

b 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。

c その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。

(6) 公衆街路灯

イ 公衆街路灯A

(イ) 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、その総容量（入力といたします）。

なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することができます。

## (ロ) 早 収 料 金

早収料金は、需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

### a 需 要 家 料 金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	63円00銭
---------	--------

### b 電 灯 料 金

(a) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

20ワットまでの1灯につき	133円35銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	222円60銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	311円85銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	489円30銭
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	244円65銭

(b) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(c) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備

の入力換算容量] によって換算するものといたします。) を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4 [負荷設備の入力換算容量] によって換算するものといたします。）に応じ 1 月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	228円90銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	357円00銭
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき50ボルトアンペアまでごとに	178円50銭

(八) そ の 他

a 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 A を適用することができます。

b その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

ロ 公衆街路灯 B

(イ) 適 用 範 囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

a 使用する負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各負荷設備ごとに別表 4 [負荷設備の入力換算容量] によって換算するものといたします。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。

b 公衆街路灯Aを適用できること。

(ロ) 早 収 料 金

早収料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	1契約につき最初の11キロワット時まで	364円35銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	18円88銭

(ハ) そ の 他

a 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適當と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することができます。

b その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Aに準ずるものといたします。

ハ 公衆街路灯C

(イ) 適 用 範 囲

公衆街路灯を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

(ロ) 契 約 容 量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）とい

たします。

(八) 早 収 料 金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

a 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	320円25銭
-------------------	---------

b 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	16円29銭
------------	--------

(二) そ の 他

a 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適當と認められる場合は、一括して公衆街路灯Cを適用することがあります。

b その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。

(7) 低 圧 電 力

イ 適 用 範 囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- (ロ) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

#### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

#### ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

#### ニ 契 約 電 力

- (イ) 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次のaの係数を乗じてえた値の合計にbの係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使

用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表7（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、bの係数を乗じないものといたします。

#### a 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

#### b aによってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

(ロ) お客様が契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

#### ホ 早 収 料 金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調

整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

#### (イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,065円75銭
---------------	-----------

#### (ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	15円08銭	13円70銭

#### (ハ) 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（ニ(ロ)により契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表6（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセント

とみなします。

(二) そ の 他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

ヘ そ の 他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

(8) 臨 時 電 力

イ 適 用 範 囲

動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 契 約 電 力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

ハ 早 収 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

(イ) 定額制供給の場合

早収料金は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の早収料金は、契約電力が1キロワットの場合の該当料金の半額を適用いたします。また、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

契約電力1キロワット1日につき	156円45銭
-----------------	---------

(ロ) 従量制供給の場合

早収料金は、低圧電力の該当料金の20パーセントを割増ししたもの  
を適用いたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）

(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、  
別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し  
引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平  
均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)  
ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に  
準じて適用いたします。

ニ そ の 他

(イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場  
合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間  
満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電  
力に準ずるものといたします。

(9) 農事用電力

イ 適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原  
則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

ハ 早 収 料 金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、  
基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割  
引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2  
(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下

回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

#### (イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の2月分（その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき	714円00銭
---------------	---------

#### (ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比で分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	11円16銭	10円14銭

#### (ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。

### ニ そ の 他

#### (イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場

合は、契約使用期間を変更いたします。

- (ロ) お客様が電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

#### (10) 日割計算

イ 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。

(イ) 基本料金、最低料金、定額制供給の早収料金、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、(20)イ(イ)により日割計算をいたします。

(ロ) 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて(20)イ(ハ)により算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの料金適用上の電力量区分については、(20)イ(ロ)により日割計算をいたします。

(ハ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて(20)イ(ニ)により算定いたします。

(ニ) (イ)、(ロ)および(ハ)によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

ロ 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。

また、26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

ハ 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、(20)イ(イ)により日割計算をいた

します。

ニ 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

(11) 料金の支払義務および支払期限

イ お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

(イ) 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）

(4)の場合の料金または25（使用電力量の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の計量）(6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお、25（使用電力量の計量）(7)の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

(ロ) 定額制供給の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

(ハ) (12)への場合は、当該支払期に属する最終月の(イ)または(ロ)による日といたします。

(ニ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

(ホ) 農事用電力のお客さまの1年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の2月分を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客様の属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。）といたします。

ロ お客様の料金は、支払義務発生日の翌日から起算して50日以内（以下「支払期限」といいます。）に支払っていただきます。

なお、支払期限の最終日（以下「支払期限日」といいます。）が日曜

日または休日に該当する場合は、支払期限日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

ハ (12)ハの場合で、翌月以降の料金に加算される金額の支払期限日は、需給契約が消滅したときを除き、口にかかるわらず、その差額を加算する月の料金の支払期限日といたします。

ニ 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期限日は、口にかかるわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期限日といたします。

なお、この場合のそれぞれの料金の早取期限日は、(2)ハにかかるわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の早取期限日といたします。

#### (12) 料金その他の支払方法

イ 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

(イ) お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出させていただきます。

(ロ) お客様が料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によせていただきます。

(ハ) お客様が当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により

当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客様が料金をイ(イ)、(ロ)または(ハ)により支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(イ) イ(イ)により支払われる場合は、料金がお客様の指定する口座から引き落とされたとき。

(ロ) イ(ロ)により支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

(ハ) イ(ハ)により支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ハ お客様が料金を早収期間経過後に支払われる場合は、当社は、遅収料金と早収料金との差額については、原則として翌月の料金に加算して申し受けます。

ニ 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

ホ 23（検針日）(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

ヘ 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客様の承諾をえたときには、イにかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

ト 料金については、当社は、お客様が希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることができます。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

チ 臨時電灯、臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けことがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。

す。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。

### (13) 保証金

イ 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

(イ) 支払期限を経過してなお料金を支払われなかつた場合

(ロ) 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

a 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期限を経過してなお支払われなかつた場合

b 支払期限を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

ロ 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

ハ 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、ニにより保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

ニ 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期限を経過してなお料金を支払われなかつた場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することができます。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためてイによって算定した保証金を預けていただくことがあります。

ホ 当社は、次により、保証金に利息を付します。

(イ) 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。

(ロ) 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当

日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかつた場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。

ヘ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。

(14) 供給の停止

イ お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

(イ) お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

(ロ) お客様の需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合

(ハ) 55（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客様の電気設備との接続を行なった場合

ロ お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

(イ) お客様が料金を支払期限を経過してなお支払われない場合

(ロ) お客様が他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期限を経過してなお支払われない場合

(ハ) この供給約款によって支払いを要することとなつた料金以外の債務（保証金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

ハ お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することができます。

(イ) お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合

(ロ) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

(ハ) 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

- (ニ) 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。
- (ホ) 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。
- (ヘ) 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。
- (ト) 34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
- (チ) 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

ニ お客さまがその他この供給約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

#### (15) 供給停止期間中の料金

(14)によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金（早取料金の場合の料金といたします。）を(10)により日割計算をして、早取料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯Aおよび公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

#### (16) 違 約 金

イ お客さまが(14)ハ(ロ)から(ヘ)までに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

ロ イの免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

なお、この場合の金額とは、遅取料金の場合の金額といたします。

ハ 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

## (17) 制限または中止の料金割引

イ 当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によつて、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

### (イ) 割引の対象

定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金、従量電灯Aについては最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

### (ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

### (ハ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

ロ イによる延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

ハ 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についてもイおよびロに準じて割引を

行ない早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。

- (18) 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかる取扱い  
イ 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、口およびハにより算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

- (イ) 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。  
(ロ) 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。  
ロ 早収料金は、(4)イ(ニ)およびロ(ホ)にかかるわらず、各戸ごとに従量電灯Aを適用したものとみなして、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)イにかかるわらず、ロに準じて算定いたします。

- (19) 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則5（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整用電力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

イ 契 約 電 力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

## 口 料 金

料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金に定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。ただし、26（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに(10)に準じて日割計算をしてえた料金については、早収料金に定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

### (イ) 早 収 料 金

早収料金は、1年（毎年4月1日から起算いたします。）につき次のとおりといたします。

契約電力 契約 使用期間	0.5キロ ワット	1キロ ワット	2キロ ワット	3キロ ワット	3キロワットをこえ 1キロワットを増す ごとに
最初の30日まで	3,673円95銭	5,233円20銭	8,309円70銭	11,405円10銭	2,975円70銭
30日をこえる 1日につき	28円35銭	43円05銭	93円45銭	141円75銭	51円45銭

ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。この場合、基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロ ワット	1キロ ワット	2キロ ワット	3キロ ワット	3キロワットをこえ 1キロワットを増す ごとに
1日につき	30銭8厘	61銭4厘	1円23銭0厘	1円84銭4厘	61銭4厘

### (ロ) 遅 収 料 金

遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものといたします。

ます。

#### ハ 支払義務発生日

料金の支払義務発生日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、最初の30日までの料金の支払義務発生日は、契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ニ その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものといたします。

#### (20) 日割計算の基本算式

イ 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

(イ) 基本料金、最低料金、定額制供給の早収料金、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

(ロ) 従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの料金適用上の電力量区分を日割りする場合

##### a 従量電灯A

$$\text{最低料金適用電力量} = 11\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、(イ)により算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 109\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

b 従量電灯B

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

c 臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

$$\text{最低料金適用電力量} = 11\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、(イ)により算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

d a, b またはc によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1

キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

e 26 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、a, bおよびcの

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

(八) 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

a 26 (料金の算定) (1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

b 26 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低压電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(九) 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

a 26 (料金の算定) (1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

b 26 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ロ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合のイ(イ)および(ロ)にいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

(イ) 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

ハ 定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）(7)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときのイ(イ)および(ロ)にいう検針期間の日数は、ロに準ずるものといたします。この場合、ロにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ニ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合のイ(イ)および(ロ)にいう暦日数は、次のとおりといたします。

(イ) 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ホ 供給停止期間中の早取料金または再生可能エネルギー発電促進賦課金の日割計算を行なう場合は、イ(イ)の日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含み

ません。

## 8 この供給約款の実施にともなう切替措置

この供給約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、26（料金の算定）および附則7（延滞利息の適用開始までの取扱い）(10)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

# 別 表

## 別 表

### 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

#### (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

#### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。

#### (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

##### (イ) 定額制供給の場合

###### a 定額電灯および公衆街路灯A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b 臨時電灯Aおよび臨時電力

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の11キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

口 お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ)の場合を除き、お客様からの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

## 2 燃料費調整

### (1) 燃料費調整額の算定

#### イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2104$$

$$\beta = 0.0541$$

$$\gamma = 1.0588$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

## 口 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (26,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を上回り、かつ、39,000円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,000 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が39,000円を上回る場合

平均燃料価格は、39,000円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (39,000 \text{ 円} - 26,000 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

## ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、

(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年がうるう年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

## 二 燃料費調整額

### (イ) 定額制供給の場合

#### a 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、口によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

#### b 臨時電灯Aおよび臨時電力

燃料費調整額は、口によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

### (ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の11キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

## (2) 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

### イ 定額制供給の場合

#### (イ) 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	20ワットまでの 1 灯につき	1円45銭2厘
	20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	2円90銭3厘
	40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	4円35銭5厘
	60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	7円26銭0厘
	100ワットをこえる 1 灯につき50ワットまでごとに	3円63銭0厘
小型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2円16銭8厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4円33銭7厘
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	2円16銭8厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	5銭9厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	11銭7厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	11銭7厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円17銭0厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円17銭0厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1円23銭0厘
---------------------	---------

ロ 従量制供給の場合

(イ) 従量電灯A, 臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

基準単価は、次のとおりといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	2円05銭6厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	18銭7厘

(ロ) (イ)以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	18銭7厘
-------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の掲示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

### 3 契約負荷設備の総容量の算定

差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

(1) 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

(2) 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

イ 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50ボルトアンペア

ロ イ以外の場合

1 差込口につき 100ボルトアンペア

## 4 負荷設備の入力換算容量

### (1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

#### イ　け　い　光　灯

	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×150パーセント	管灯の定格消費電力(ワット) ×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×200パーセント	

#### ロ　ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

## ハ スリームラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999以下	40	40
1,149 ノ	60	60
1,556 ノ	70	70
1,759 ノ	80	80
2,368 ノ	100	100

## 二 水 銀 灯

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60 ノ	80	170	70
80 ノ	100	190	90
100 ノ	150	200	130
125 ノ	160	290	145
200 ノ	250	400	230
250 ノ	300	500	270
300 ノ	350	550	325
400 ノ	500	750	435
700 ノ	800	1,200	735
1,000 ノ	1,200	1,750	1,005

## (2) 誘導電動機

### イ 単相誘導電動機

- (イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。
- (ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換 算 容 量		入力 (ワット)	
	入力 (ボルトアンペア)			
	高力率型	低力率型		
35以下	—	160	出力 (ワット) × 133.0パーセント	
45 ワット	—	180		
65 ワット	—	230		
100 ワット	250	350		
200 ワット	400	550		
400 ワット	600	850		
550 ワット	900	1,200		
750 ワット	1,000	1,400		

### ロ 3相誘導電動機

3相誘導電動機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

#### (イ) 馬力表示の場合

$$\text{入力(キロワット)} = \text{出力(馬力)} \times 93.3\text{パーセント}$$

#### (ロ) キロワット表示の場合

$$\text{入力(キロワット)} = \text{出力(キロワット)} \times 125.0\text{パーセント}$$

### (3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格 管電圧 (キロボルトビーコ)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。
診察用装置	95キロボルトビーコ以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30〃 50〃	2
		50〃 100〃	3
		100〃 200〃	4
		200〃 300〃	5
		300〃 500〃	7.5
		500〃 1,000〃	10
蓄電器放電式 診察用装置	95キロボルトビーコ超過 100キロボルトビーコ以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300〃 500〃	8
		500〃 1,000〃	13.5
	100キロボルトビーコ超過 125キロボルトビーコ以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトビーコ超過 150キロボルトビーコ以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
	コンデンサ容量 0.75マイクロファラット以下	0.75マイクロファラット以下	1
	0.75マイクロファラット超過	1.5マイクロファラット〃	2
	1.5マイクロファラット〃	3マイクロファラット〃	3

#### (4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

    入力(キロワット) = 最大定格1次入力(キロボルトアンペア) × 70パーセント

ロ イ以外の場合

    入力(キロワット) = 実測した1次入力(キロボルトアンペア) × 70パーセント

#### (5) その他の

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

### 5 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100 \text{ パーセント} \times \left[ \frac{\text{電熱器}}{\text{総容量}} \right] + 90 \text{ パーセント} \times \left[ \frac{\text{力率90パーセントの機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right] + 80 \text{ パーセント} \times \left[ \frac{\text{力率80パーセントの機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right]}{\text{機器総容量}}$$

## 6 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

### (1) 照明用電気機器

#### イ　け　い　光　灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧 (ボルト)	管灯の定格消費電力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
100	10	3.5
	15	4.5
	20	5.5
	30	9
	40	14
	60	17
	80	25
	100	30
200	40	3.5
	60	4.5
	80	5.5
	100	7

ロ ネオン管灯（1次電圧100ボルト）

高力率型のネオン管灯は、次の進相用コンデンサ取付容量があるものとみなします。

変圧器2次電圧 (ボルト)	変圧器容量 (ボルトアンペア)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラット)
3,000	80	20
6,000	100	30
9,000	200	50
12,000	300	50
15,000	350	75

ハ 水 銀 灯

出力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラット)	
	100ボルト	200ボルト
50以下	30	7
100〃	50	9
250〃	75	15
300〃	100	20
400〃	150	30
700〃	250	50
1,000〃	300	75

## (2) 誘導電動機

イ 個々にコンデンサを取り付ける場合

### (イ) 単相誘導電動機

電動機定格出力	馬 力	1/8	1/4	1/2	1
	キロワット	0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)	使用電圧 100ボルト	40	50	75	100
	使用電圧 200ボルト	20	20	30	40

(ロ) 3相誘導電動機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

電動機 定格出力	馬 力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	

ロ 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

## (3) 電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

イ 交流アーク溶接機

溶接機最大入力 (キロボルトアンペア)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45以上 50未満
コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ 交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

## (4) その他の

(1), (2)および(3)によることが不適当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

## 7 契約容量および契約電力の算定方法

16（従量電灯）(2)ニ(ロ)または19（低圧電力）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

## 8 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

- (1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

- イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、56（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100\% + (\text{土誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ お客様の申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

## 9 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金、最低料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ 従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 従量電灯A

$$\text{最低料金適用電力量} = 11\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 109\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 従量電灯B

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) 臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

$$\text{最低料金適用電力量} = 11\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

(二) (イ), (ロ)または(ハ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ホ) 26 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、(イ), (ロ)および(ハ)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といいたします。

ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 26 (料金の算定) (1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

(イ) 26 (料金の算定) (1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 定額制供給の場合または 25 (使用電力量の計量) (7)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検

針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

## 10 標準設計基準

(1) 適用

イ この標準設計基準（以下「この基準」といいます。）は、VIII（工事費の負担）に定める標準設計で施設する場合の工事費の算定に適用いたします。

ロ この基準に明記していない場合は、法令で定める電気設備に関する技術基準、その他の関係法令、当社の設計基準等にもとづき技術的に適当と認められる設計によります。この場合、その設計を標準設計といたします。

ハ 地形上その他周囲の状況からこの基準によりがたいため特別な施設を要する場合は、技術的に適當と認められる設計によります。この場合、その設計を標準設計といたします。

(2) 高圧または低圧電線路

イ 通 則

(イ) 電圧降下の許容限度

高圧または低圧の電線路（需給地点から需給地点に最も近い発変電所の引出口または供給用変圧器の引出側端子までの電線路をいいます。）における電圧降下の許容限度は、次表の値を標準といたします。

電線路の公称電圧	電圧降下の許容限度
100ボルト	8ボルト
200ボルト	20ボルト
6,600ボルト	600ボルト(300ボルト)

(注) 市街地電線路の場合は、( ) の値を適用いたします。

(ロ) 経過地の選定

高圧または低圧の電線路の経過地は、地理的条件、保安および保守上の問題を考慮して、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

高圧または低圧の電線路は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路とすることが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適當と認められる場合には、地中電線路またはその他の方法によります。

ロ 架 空 電 線 路

(イ) 電線路の施設

a 高圧または低圧の架空電線路は、単独の電線路の新設、他の架

空電線路との併架、電線張替えおよび線路用電圧調整器（S V R）の取付けなどのうち、技術的に困難な場合を除き、最も経済的な方法により施設いたします。

- b 高圧架空電線路を単独に新設する場合は、原則として1回線といたします。
- c 高圧架空電線路の併架の場合の回線数は、既設線も含めて原則として2回線以下といたします。

(四) 支持物の種類

高圧または低圧の架空電線路の支持物は、原則として鉄筋コンクリート柱を使用いたします。ただし、山間部、狭い路地等で鉄筋コンクリート柱の運搬および建柱ができない場合ならびに技術上および経済上鉄筋コンクリート柱の施設が適当でない場合には、鉄柱、鉄塔など他の支持物を使用いたします。

(八) 標 準 径 間

高圧または低圧の架空電線路の標準径間は、次表によります。

施 設 地 域	標 準 径 間
市 街 地	40メートル
そ の 他	50メートル

(二) 支持物の長さ

高圧または低圧の架空電線路の支持物の長さは、次表を標準といたします。ただし、架空電線の回線数、装柱状況、地形、その他工作物との離隔距離などを勘案し、必要な場合はこれによらないことがあります。

施設地域 装柱	市街地	その他
低圧	10メートル	8メートル
高圧	10メートル	8メートル
高低圧併架	12メートル	10メートル

(ホ) 架線順位

架線順位は、原則として次のとおりといたします。

- a 電圧の高いものは、低いものの上部といたします。
- b 専用線およびこれに類するものは、一般線の上部といたします。
- c 遠距離に送電するものは、近距離に送電するものの上部といたします。

(ハ) がいしの種類

高圧または低压の架空電線路のがいしは、次表のものを使用いたします。

使用箇所別 電圧別	引通箇所	引留箇所
高圧線	高圧ピンがいし	高压耐張がいし
低圧	低压ピンがいし	低压引留がいし
	低压引留がいし	
低压がいしレスアーム用ラック		
引込線	低压バインドレスがいし	

(ト) 電線の種類および太さ

- a 高圧または低压の架空電線路は、技術上および当社の設備状況等を勘案し、硬銅線または鋼心アルミより線を導体とした絶縁電線を使用いたします。ただし、技術上、経済上不適当と認められる場合には、他の適当な電線を使用いたします。

b 電線の太さは、次表のとおりとし、許容電流、短絡電流限度、電圧降下、機械的強度等を考慮して適正なものを使用いたします。

電線の種類 電 壓		硬 銅 線	鋼心アルミより線
高 壓 線		38, 80, 150, 200 平方ミリメートル	32, 120 平方ミリメートル
低 压	低 壓 線	5.0ミリメートル 38平方ミリメートル	32平方ミリメートル
	引 込 線	2.6, 3.2ミリメートル 14, 38, 60平方ミリメートル	—————

(注) 低圧引込線のうち38平方ミリメートル以上については、軟銅線といたします。

c 電線の許容電流は、次表によります。

(単位 : アンペア)

種類および太さ	O C 線	O W線	D V 線	
			2 芯	3 芯
硬 銅 線	2.6 ミリメートル	—	—	38 34
	3.2 ハ	—	—	50 44
	5.0 ハ	—	103	— —
	14 平方ミリメートル	—	—	70 62
	38 ハ	215	153	130 113
	60 ハ	—	—	174 152
	80 ハ	335	—	— —
	150 ハ	510	—	— —
	200 ハ	605	—	— —
鋼 心 アルミより線	32 ハ	150	109	— —
	120 ハ	310	—	— —

(フ) 柱上変圧器の容量

柱上変圧器は、原則として単相柱上油入変圧器を使用するものとし、負荷の種別、容量などを考慮して次表より適正なものを使用いたします。

変圧器容量 (キロボルトアンペア)	5, 10, 20, 30, 50, 100
-------------------	------------------------

(リ) 電力用変圧器の結線

低圧3相電力負荷に供給する場合は、原則として単相変圧器を2台用いてV結線により使用いたします。ただし、技術上、経済上適当と認められる場合には、3台用いて△結線により使用いたします。

(ヌ) 線路用区分開閉器の取付け

- 高圧架空電線路の操作または保守のために、必要に応じ区分開閉器を取り付けます。
- 区分開閉器の容量は、次表のうちから負荷電流および短絡電流を考慮して適正なものを使用いたします。

容 量 (アンペア)	100, 200, 400, 600
------------	--------------------

(注) 100アンペアおよび200アンペアについては、在庫品のみを使用いたします。

(ル) 避雷器の取付け

高圧架空電線路には、必要に応じ避雷器を取り付けます。

(ヲ) 架空地線の取付け

高圧架空電線路には、必要に応じ架空地線を取り付けます。

(ワ) 線路用電圧調整器 (S V R) の取付け

- 高圧配電線の電圧を適正に保持するため、技術上、経済上適当と認められる場合には線路用電圧調整器 (S V R) を使用いたします。
- 線路用電圧調整器 (S V R) の容量は、次表のうちから負荷電流を考慮し適正なものを使用いたします。

容 量 (キロボルトアンペア)	1500, 2500, 3500, 4500
-----------------	------------------------

(カ) 特殊機器および特殊材料の使用

- a 塩害等により汚損する地域には、その程度に応じた架空電線路の機器および材料は耐塩構造のものを使用いたします。
- b 雪害の多い地域には、その程度に応じた架空電線路の材料には着氷雪に対し堅ろうなものを使用いたします。

(ヨ) そ の 他

高圧または低圧の架空電線路の施設は、前記各項によるほか、法令で定める電気設備に関する技術基準、電気学会電気規格調査会標準規格等これに類する規格によるものといたします。

## ハ 地中電線路

(イ) 施 設 方 法

高圧または低圧の地中電線路の施設方法は、原則として管路式といたします。ただし、次の場合は、直接埋設式、暗きよ式または開きよ式といたします。

a 直接埋設式

重量車両が通ることなく、かつ、再掘削が他に支障のない構内等に施設する場合

b 暗きよ式

当該線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合

c 開きよ式

発変電所構内等重量物の通過しない場所に施設する場合

(ロ) 回 線 数

高圧または低圧の地中電線路を単独に新設する場合は、原則として1回線といたします。

(ハ) ケーブルの種類および太さ

- a 高圧または低圧の地中電線路に使用するケーブルは、C Vケーブルを標準といたします。

b ケーブルの太さは、次表のとおりとし許容電流、短時間許容電流および電圧降下等を考慮して適正なものを使用いたします。

電 壓 別	ケーブルの太さ (平方ミリメートル)
低 壓	8, 14, 38, 60, 100, 150, 250
高 壓	60, 100, 150, 250, 400, 600

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格の算定方法に準じ、施設条件を考慮して算定いたします。

### (3) 変電設備

#### イ 通 則

電線路の引出設備は、その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

#### ロ 結線方法

結線および主要機器取付台数は、次表を標準といたします。

公 称 電 壓 (キロボルト)	結 線 図	機 器 名	取 付 台 数
6.6		配 電 箱 し ゃ 断 器 変 流 器 零相変流器 配 電 盤	1 個 1 台 2 台 1 台 1 面

	引出型しや断器	変 流 器	零 相 变 流 器
凡 例			

## ハ し ゃ 断 器

(イ) しや断器は、現に構成されまたは将来構成されることが予想されている系統構成の短絡容量の計算値から判断して、次表のうちから必要最小のものを選定使用いたします。

公称電圧 (キロボルト)	定格電圧 (キロボルト)	定格電流 (アンペア)	定格しや断電流 (キロアンペア)
6.6	7.2	600, 1200	12.5, 20, 25, 31.5, 40

(ロ) 将来の系統構成は、10年程度を目標といたします。

## ニ 変 流 器

変流器の定格は、次表から必要最小のものを選定いたします。

公称電圧 (キロボルト)	定格電圧 (キロボルト)	定格1次電流 (アンペア)	定格2次電流 (アンペア)	形 式
6.6	6.9	200～800	5	モールド形

穴 径 (平方ミリメートル)	定格零相 1次電流 (ミリアンペア)	定格零相 2次電流 (ミリアンペア)	形 式
120, 150, 160	200	1.5	貫 通 形

## ホ 配 電 盤

配電盤には、原則として電流計およびしや断器操作用ハンドルならびに運転に必要な器具を取り付けます。また、必要に応じ電圧計、電力計または無効電力量計等を取り付けます。

## ヘ 保 護 装 置

電線路に短絡または地絡事故が発生した場合は、自動的に電路をしや断するものとし、保護装置として次のものを施設いたします。

- (イ) 短絡保護継電器
- (ロ) 地絡保護継電器

なお、電線路には、自動再閉路継電器を施設いたします。

# 電気事業法施行規則第 24 条の規定にもとづく添付書類

- 1 供給約款の変更の内容および新旧料金率比較表
- 2 一般電気事業供給約款料金算定規則様式第 1 から第 8 までにより作成した書類

( 様式第 1 )

- 第 1 表 営業費総括表
- 第 2 表 事業報酬総括表
- 第 3 表 控除収益総括表

( 様式第 2 )

- 第 1 表 営業費明細表
- 第 2 表 事業報酬明細表
- 第 3 表 控除収益明細表

( 様式第 3 ) 8 部門整理表

( 様式第 4 ) 配電費・販売費整理表

( 様式第 5 )

- 第 1 表 送電・高圧配電関連費明細表
- 第 2 表 送電・高圧配電非関連費明細表

( 様式第 6 ) 送電・高圧配電関連需要明細表

( 様式第 6 の 2 ) 送電・高圧配電非関連需要明細表

( 様式第 6 の 4 )

- 第 1 表 追加事業報酬総括表
- 第 2 表 連系設備特別報酬対象額明細表

( 様式第 7 )

- 第 1 表 送電・高圧配電関連費及び送電・高圧配電非関連費計算表
- 第 2 表 原価等集計表

( 様式第 8 )

- 第 1 表 低圧需要原価等と料金収入の比較表

四国電力株式会社

1 供給約款の変更の内容および  
新 旧 料 金 率 比 較 表

## 電気供給約款の変更の内容

電気供給約款の変更の概要は、次のとおりであります。

- 1 早遅収料金制度の廃止ならびに延滞利息制度の導入
- 2 新たな機能を有する計量器（記録型計量器）の導入にともない、その機能の活用に必要となる取扱いの追加
- 3 その他
  - ・定額電灯の供給電気方式における交流単相3線式の追加
  - ・燃料費調整における燃料費調整額の算定方法等の変更
  - ・その他の今日的見直し

## 新旧料金率比較表

( 電 灯 分 )

現 行 料 金			改 定 料 金				
区 分		単位	早 収 料 金 率	区 分	単位	料 金 率	
電 定 額 電 灯	需要家料金	1 契 約	68.25	電 定 額 電 灯	需要家料金	1 契 約	68.25
	電灯料金				電灯料金	1 灯	137.55
	20Wまで	1 灯	126.85 [ 0.20 ]		20Wまで	1 灯	137.55
	40Wまで	"	208.55 [ 0.40 ]		40Wまで	"	229.95
	60Wまで	"	290.25 [ 0.60 ]		60Wまで	"	322.35
	100Wまで	"	454.70 [ 1.00 ]		100Wまで	"	506.10
	100W超過50W までごとに	"	227.35 [ 0.50 ]		100W超過50W までごとに	"	253.05
	小型機器料金				小型機器料金		
	50VAまでの機器	1 機 器	221.25 [ 0.30 ]		50VAまでの機器	1 機 器	237.30
	100VAまでの機器	"	337.50 [ 0.60 ]		100VAまでの機器	"	369.60
	100VA超過50VA までごとに	"	168.75 [ 0.30 ]		100VA超過50VA までごとに	"	184.80
從 量 電 燈	最 低 料 金			從 量 電 燈	最 低 料 金		
	最初の11kWhまで	1 契 約	382.97 [ 0.28 ]		最初の11kWhまで	1 契 約	392.70
	電力量料金				電力量料金		
	11kWh超過				11kWh超過		
	120kWhまで	1 kWh	18.56 [ 0.03 ]		120kWhまで	1 kWh	19.45
	120kWh超過				120kWh超過		
	300kWhまで	"	24.42 [ 0.03 ]		300kWhまで	"	25.77
	300kWh超過分	"	26.50 [ 0.03 ]		300kWh超過分	"	29.12
	基 本 料 金				基 本 料 金		
	電力量料金				電力量料金		
電 燈	最初の120kWhまで	1 kVA	357.00	電 燈	最初の120kWhまで	1 kVA	357.00
	120kWh超過	1 kWh	15.73 [ 0.03 ]		120kWh超過	1 kWh	16.20
	300kWhまで	"	20.71 [ 0.03 ]		300kWhまで	"	21.47
	300kWh超過分	"	22.48 [ 0.03 ]		300kWh超過分	"	24.27

現 行 料 金				改 定 料 金				
区 分		単位	早 収 料 金 率	区 分		単位	料 金 率	
			円 銭				円 銭	
臨時	A	50 V Aまで 1日につき	1 契 約	6.71 [ 0.01 ]	臨時	50 V Aまで 1日につき	1 契 約	7.35
		100 V Aまで "	"	13.42 [ 0.02 ]		100 V Aまで "	"	14.70
		200 V Aまで "	"	26.84 [ 0.04 ]		200 V Aまで "	"	29.40
		300 V Aまで "	"	40.26 [ 0.06 ]		300 V Aまで "	"	44.10
		400 V Aまで "	"	53.68 [ 0.08 ]		400 V Aまで "	"	58.80
		500 V Aまで "	"	67.10 [ 0.10 ]		500 V Aまで "	"	73.50
		1 k V Aまで "	"	134.24 [ 0.16 ]		1 k V Aまで "	"	147.00
		2 k V Aまで "	"	268.48 [ 0.32 ]		2 k V Aまで "	"	294.00
		3 k V Aまで "	"	402.72 [ 0.48 ]		3 k V Aまで "	"	441.00
電灯	B	最 低 料 金 最初の11 kWhまで 電力量料金	1 契 約	524.72 [ 0.28 ]	電灯	最 低 料 金 最初の11 kWhまで 電力量料金	1 契 約	549.15
		11 kWh超過分	1 kWh	29.16 [ 0.03 ]		11 kWh超過分	1 kWh	32.03
		C 基 本 料 金 電力量料金	1 k V A 1 kWh	393.75 24.73 [ 0.03 ]		C 基 本 料 金 電力量料金	1 k V A 1 kWh	393.75 26.69
公衆街	A	需要家料金 電 灯 料 金 20Wまで	1 契 約	63.00	公衆街	需要家料金 電 灯 料 金 20Wまで	1 契 約	63.00
		40Wまで	1 灯	120.55 [ 0.20 ]		40Wまで	1 灯	133.35
		60Wまで	"	198.05 [ 0.40 ]		60Wまで	"	222.60
		100Wまで	"	276.60 [ 0.60 ]		100Wまで	"	311.85
		100W超過50W までごとに	"	431.60 [ 1.00 ]		100W超過50W までごとに	"	489.30
		小型機器料金 50 V Aまでの機器	1 機 器	215.80 [ 0.50 ]		小型機器料金 50 V Aまでの機器	1 機 器	244.65
		100 V Aまでの機器	"	209.70 [ 0.30 ]		100 V Aまでの機器	"	228.90
		100 V A超過50 V A までごとに	"	320.70 [ 0.60 ]		100 V A超過50 V A までごとに	"	357.00
			"	160.35 [ 0.30 ]			"	178.50
路 灯	B	最 低 料 金 最初の11 kWhまで 電力量料金	1 契 約	354.62 [ 0.28 ]	路 灯	最 低 料 金 最初の11 kWhまで 電力量料金	1 契 約	364.35
		11 kWh超過分	1 kWh	17.54 [ 0.03 ]		11 kWh超過分	1 kWh	18.88
		C 基 本 料 金 電力量料金	1 k V A 1 kWh	320.25 14.94 [ 0.03 ]		C 基 本 料 金 電力量料金	1 k V A 1 kWh	320.25 16.29

注 . 現行料金の「早収料金率」は、平均燃料価格25,000円の場合の  
燃料費調整適用後の値とし、[ ]内に燃料費調整単価を再掲した。

料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金とし、 早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。 ただし、27(料金の算定)(1)イの場合で、需給契約が消滅 したときに28(日割計算)により日割計算をしてえた料金に ついては、早収料金といたします。 遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものと いたします。	平成26年9月30日以前に支払義務が発生する料金について は、早収期間内に支払われる場合には早収料金とし、早 収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。 ただし、26(料金の算定)(1)イの場合で、需給契約が消 滅したときに附則7(延滞利息の適用開始までの取扱い) (10)により日割計算をしてえた料金については、早収料金 といたします。 遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたもの といたします。
---	---

## 新旧料金率比較表

( 電 力 分 )

現 行 料 金			改 定 料 金		
区 分		単位	早 収 料 金 率		料 金 率
			円 銭	円 銭	円 銭
低 基本料金 圧 電力量料金 電 夏季料金 力 その他季料金	1 k W 1 kWh "	1,065.75 13.43 [ 0.03 ] 12.20 [ 0.03 ]	低 基本料金 圧 電力量料金 電 夏季料金 力 その他季料金	1 k W 1 kWh "	1,065.75 15.08 13.70
臨 定額制供給 時 1日につき	1 k W	143.68 [ 0.17 ]	臨 定額制供給 時 1日につき	1 k W	156.45
電 従量制供給 力	低压電力の該当料金の 20パーセント増し			低压電力の該当料金の 20パーセント増し	
農 (かんがい排水用) 事 基本料金 電力量料金 夏季料金 その他季料金	1 k W 1 kWh "	714.00 9.51 [ 0.03 ] 8.64 [ 0.03 ]	農 (かんがい排水用) 事 基本料金 電力量料金 夏季料金 その他季料金	1 k W 1 kWh "	714.00 11.16 10.14
用 (脱穀調整用) 電 [附則] 每年最初の30日まで 0.5 kW 1 kW 2 kW 3 kW 3 kW超過 1 kW増すごとに	3,601.35 [ 1.20 ] 5,086.65 [ 2.70 ] 8,015.85 [ 5.10 ] 10,963.65 [ 7.80 ] 2,829.15 [ 2.70 ]		用 (脱穀調整用) [附則] 每年最初の30日まで 0.5 kW 1 kW 2 kW 3 kW 3 kW超過 1 kW増すごとに	3,673.95 5,233.20 8,309.70 11,405.10 2,975.70	
力 30日をこえる1日につき 0.5 kW 1 kW 2 kW 3 kW 3 kW超過 1 kW増すごとに	26.21 [ 0.04 ] 38.76 [ 0.09 ] 83.83 [ 0.17 ] 127.84 [ 0.26 ] 47.16 [ 0.09 ]		力 30日をこえる1日につき 0.5 kW 1 kW 2 kW 3 kW 3 kW超過 1 kW増すごとに	28.35 43.05 93.45 141.75 51.45	

注 . 現行料金の「早収料金率」は、平均燃料価格25,000円の場合の  
燃料費調整適用後の値とし、[ ]内に燃料費調整単価を再掲した。

<p>料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金とし、 早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といいたします。 ただし、27(料金の算定)(1)イの場合で、需給契約が消滅 したときに28(日割計算)により日割計算をしてえた料金に ついては、早収料金といいたします。</p> <p>遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものと いたします。</p>	<p>平成26年9月30日以前に支払義務が発生する料金につい ては、早収期間内に支払われる場合には早収料金とし、早 収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といいたします。 ただし、26(料金の算定)(1)イの場合で、需給契約が消 滅したときに附則7(延滞利息の適用開始までの取扱い) (10)により日割計算をしてえた料金については、早収料金 といいたします。</p> <p>遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたもの といいたします。</p>
---	--

## 燃料費調整基準単価比較表

現 行 料 金			改 定 料 金		
区 分	単位	基 準 単 価 円 銭 厘	区 分	単位	基 準 単 価 円 銭 厘
( 1 ) 定額制供給			( 1 ) 定額制供給		
イ . 定額電灯および公衆街路灯 A			イ . 定額電灯および公衆街路灯 A		
電 灯			電 灯		
20Wまで	1 灯	1.003	20Wまで	1 灯	1.452
40Wまで	"	2.007	40Wまで	"	2.903
60Wまで	"	3.009	60Wまで	"	4.355
100Wまで	"	5.016	100Wまで	"	7.260
100W超過 50Wまでごとに	"	2.508	100W超過 50Wまでごとに	"	3.630
小型機器			小型機器		
50V Aまでの機器	1 機 器	1.498	50V Aまでの機器	1 機 器	2.168
100V Aまでの機器	"	2.997	100V Aまでの機器	"	4.337
100V A超過 50V Aまでごとに	"	1.498	100V A超過 50V Aまでごとに	"	2.168
ロ . 臨時電灯 A			ロ . 臨時電灯 A		
50V Aまで 1日につき	1 契 約	0.040	50V Aまで 1日につき	1 契 約	0.059
100V Aまで 1日につき	"	0.081	100V Aまで 1日につき	"	0.117
100V A超過 500V Aまで	"	0.081	100V A超過 500V Aまで	"	0.117
100V Aまでごとに 1日につき	"	0.081	100V Aまでごとに 1日につき	"	0.117
500V A超過 1 k V Aまで	"	0.809	500V A超過 1 k V Aまで	"	1.170
1日につき	"	0.809	1日につき	"	1.170
1 k V A超過 3 k V Aまで	"	0.809	1 k V A超過 3 k V Aまで	"	1.170
1 k V Aまでごとに 1日につき	"	0.809	1 k V Aまでごとに 1日につき	"	1.170
ハ . 臨時電力			ハ . 臨時電力		
1日につき	1 k W	0.849	1日につき	1 k W	1.230
二 . 農事用電力(脱穀調整用)			二 . 農事用電力(脱穀調整用)		
[ 附 則 ]			[ 附 則 ]		
1日につき			1日につき		
0.5k W	1 契 約	0.212	0.5k W	1 契 約	0.308
1 k W	"	0.425	1 k W	"	0.614
2 k W	"	0.849	2 k W	"	1.230
3 k W	"	1.275	3 k W	"	1.844
3 k W超過 1 k W増すごとに	"	0.425	3 k W超過 1 k W増すごとに	"	0.614
( 2 ) 従量制供給			( 2 ) 従量制供給		
イ . 従量電灯 A , 臨時電灯 B			イ . 従量電灯 A , 臨時電灯 B		
および公衆街路灯 B			および公衆街路灯 B		
最低料金			最低料金		
最初の11k Whまで	1 契 約	1.421	最初の11k Whまで	1 契 約	2.056
電力量料金			電力量料金		
11k Wh超過分	1 k W h	0.129	11k Wh超過分	1 k W h	0.187
ロ . イ以外の場合			ロ . イ以外の場合		
	1 k W h	0.129		1 k W h	0.187

2 一般電気事業供給約款料金算定期則様式第1から第8までにより作成した書類

## 様式第1（第3条、第4条、第5条、第20条、第20条の3関係）

第1表

## 営業費総括表

(単位:千円)

項目	金額	備考
役員給与	853,914	
給料手当	100,017,308	
給料手当振替額(貸方)	▲620,334	
退職給与金	12,694,274	
厚生費	21,824,624	
委託検針費	4,847,637	
委託集金費	1,354,382	
雑給	2,574,594	
燃料費	383,926,560	
使用済燃料再処理等発電費	8,945,296	
使用済燃料再処理等既発電費	9,715,563	
廃棄物処理費	17,864,839	
特定放射性廃棄物処分費	3,464,901	
消耗品費	7,261,540	
修繕費	189,889,548	
水利使用料	2,141,709	
補償費	2,507,154	
賃借料	26,913,146	
託送料	23,123,540	
事業者間精算費	4,866,377	
委託費	96,496,173	
損害保険料	2,889,739	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	19,560,000	
普及開発関係費	1,177,583	
養成費	3,167,713	
研究費	9,077,758	
諸費	21,074,272 <--> <922,032>	
電気料貸倒損	640,154	
固定資産税	30,835,926	
雑税	4,319,396	
減価償却費	166,285,557	
固定資産除却費	22,020,413	
原子力発電施設解体費	4,340,081	
共有設備費等分担額	875,378	
共有設備費等分担額(貸方)	▲965,839	
地帯間購入電源費	— <-->	地帯間購入電力量: 0 (10 <sup>6</sup> kWh)
地帯間購入送電費	—	
他社購入電源費(再エネ特措法交付金相当額を除く。)	192,228,995 <-->	他社購入電力量: 25,812 (10 <sup>6</sup> kWh) (12,924,545)
他社購入送電費	475,078	
建設分担関連費振替額(貸方)	▲165,040	
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	▲509,109	
電源開発促進税	31,391,250	
事業税	17,332,903	
開発費	—	
開発費償却	—	
電力費振替勘定(貸方)	▲746,126	
株式交付費	—	
株式交付費償却	—	
社債発行費	407,703	
社債発行費償却	—	
法人税等	14,900,322	
合計	1,461,276,852	

原価算定期間を、平成25年4月から平成28年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 給料手当の平均経費人員(人)及び平均基準賃金(円/月)を、備考欄に記載すること。
- 事業者間精算費、地帯間購入電源費及び他社購入電源費の購入電力量(10<sup>6</sup>kWh)を、備考欄に記載すること。
- 諸費の上段< >内には寄付金に係る費用を、下段< >内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 地帯間購入電源費及び他社購入電源費の< >内には、過去の使用済燃料に係る費用を内数として記載すること。
- 他社購入電源費の( )内には、新エネルギー等電源費(再エネ特措法交付金相当額を除く。)に係る費用を内数として記載すること。

[ 主な項目の内訳 ]

(1) 燃料費

(単位:千円)

項目	金額	備考
火力燃料費	石炭費	96,485,561
	燃料油費	170,817,131
	ガス費	99,423,236
	その他	1,716,318
	小計	368,442,246
核燃料費	核燃料減損額及び核燃料 減損修正損(又は核燃料 減損修正益(貸方))	15,484,314
	濃縮関連費	—
	小計	15,484,314
新エネルギー等燃料費	—	
合計	383,926,560	
火力燃料重油換算消費量 (10 <sup>3</sup> k1)	9,867	
火力燃料重油換算単価 (円/k1)	37,341	
火力発電電力量 (発電端10 <sup>6</sup> kWh)	44,639	
火力燃料kWh当たり単価 (発電端円/kWh)	8.25	
原子力発電電力量(発電端10 <sup>6</sup> kWh)	17,961	
核燃料kWh当たり単価(発電端円/kWh)	0.86	
新エネルギー等燃料重油換算消費量 (10 <sup>3</sup> k1)	—	
新エネルギー等燃種重油換算単価 (円/k1)	—	
燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量 (発電端10 <sup>6</sup> kWh)	—	
新エネルギー等燃料kWh当たり単価 (発電端円/kWh)	—	

<参考>主要燃料消費数量、消費価格

項目	数量・価格	備考
消費数量	石炭 ( 10 <sup>3</sup> t )	8,228
	重油 ( 10 <sup>3</sup> k1 )	2,134
	原油 ( 10 <sup>3</sup> k1 )	549
	LNG ( 10 <sup>3</sup> t )	849
平均消費価格	石炭 ( 円 /t )	11,714
	重油 ( 円 /k1 )	62,760
	原油 ( 円 /k1 )	67,153
	LNG ( 円 /t )	72,498

(2) 修繕費

(単位:千円)

項目	金額	備考
普通修繕費	136,158,370	
取替修繕費	53,731,178	
合計	189,889,548	

(3) 減価償却費

(単位:千円)

項目	金額	備考
水力発電設備	11,878,212	
火力発電設備	27,110,874	
原子力発電設備	39,476,996	
新エネルギー等発電設備	240,371	
送電設備	30,377,245	
変電設備	22,857,695	
配電設備	23,109,926	
業務設備	11,234,238	
合計	166,285,557	

第2表

## 事業報酬総括表

(単位：千円)

項目		金額	備考
電 氣  事 業  報 酬	特定固定資産	2,155,224,551	
	建設中の資産	64,223,758	
	核燃料資産	415,260,095	
	特定投資	80,938,095	
	運転資本	営業資本	
		貯蔵品	
		小計	
	繰延償却資産	-	
	合計	2,894,965,748	
	報酬率(%)	2.9	
電気事業報酬額		83,954,007	

原価算定期間を、平成25年4月から平成28年3月までの3年として算定した。

第3表

## 控除収益総括表

(単位：千円)

項目		金額	備考
遅 收 加 算 料 金	地 帶 間 販 売 電 源 料	952,612	地帯間販売電力量 : 1,938 ( $10^6$ kWh)  他社販売電力量 : 765 ( $10^6$ kWh)  想定振替電力量 : 8,214 ( $10^6$ kWh)
	地 帶 間 販 売 送 電 料	23,332,471 <78,067>	
	他 社 販 売 電 源 料	468,020 (-)	
	他 社 販 売 送 電 料	12,170,699 <->	
	託 送 收 益	-	
	事 業 者 間 精 算 收 益	6,562,081 (-)	
	電 氣 事 業 雜 收 益	7,426,786	
	預 金 利 息	12,721,987	
	合 計	16,362	
		63,651,018	

原価算定期間を、平成25年4月から平成28年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 1 地帯間販売電源料、他社販売電源料及び事業者間精算収益の販売電力量 ( $10^6$ kWh) を、備考欄に記載すること。
- 2 地帯間販売電源料及び他社販売電源料の<>内には、過去の使用済燃料に係る収益を内数として記載すること。
- 3 地帯間販売送電料、他社販売送電料及び託送収益の( )内には、電源線に係る収益を内数として記載すること。

## 営業費明細表

(単位:千円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
役員給与	284,638	284,638	284,638	853,914	
給料手当	33,312,663	33,424,286	33,280,359	100,017,308	
給料手当振替額（貸方）	▲206,970	▲207,251	▲206,113	▲620,334	
退職給与金	4,316,328	4,240,742	4,137,204	12,694,274	
厚生費	7,115,353	7,354,389	7,354,882	21,824,624	
委託検針費	1,648,780	1,591,720	1,607,137	4,847,637	
委託集金費	468,226	438,204	447,952	1,354,382	
雑給	825,701	858,936	889,957	2,574,594	
燃料費	129,753,078	136,179,835	117,993,647	383,926,560	
使用済燃料再処理等発電費	2,623,816	2,857,394	3,464,086	8,945,296	
使用済燃料再処理等既発電費	3,238,521	3,238,521	3,238,521	9,715,563	
廃棄物処理費	6,099,405	5,841,924	5,923,510	17,864,839	
特定放射性廃棄物処分費	1,865,447	657,981	941,473	3,464,901	
消耗品費	2,529,808	2,556,267	2,175,465	7,261,540	
修繕費	62,486,954	63,474,691	63,927,903	189,889,548	
水利使用料	713,903	713,903	713,903	2,141,709	
補償費	891,459	780,702	834,993	2,507,154	
賃借料	8,885,993	8,922,801	9,104,352	26,913,146	
託送料	7,923,230	7,601,036	7,599,274	23,123,540	
事業者間精算費	1,671,289	1,693,470	1,501,618	4,866,377	
委託費	33,731,020	34,236,989	28,528,164	96,496,173	
損害保険料	924,515	985,172	980,052	2,889,739	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	6,520,000	6,520,000	6,520,000	19,560,000	
普及開発関係費	432,612	372,446	372,525	1,177,583	
養成費	967,516	1,253,284	946,913	3,167,713	
研究費	3,158,187	2,931,680	2,987,891	9,077,758	
諸費	6,674,210	7,237,959	7,162,103	21,074,272	
	<-->	<-->	<-->	<-->	
	<307,344>	<307,344>	<307,344>	<922,032>	
電気料賃倒損	221,248	209,738	209,168	640,154	
固定資産税	10,519,148	10,272,150	10,044,628	30,835,926	
雜稅	1,400,798	1,813,836	1,104,762	4,319,396	
減価償却費	55,757,972	55,393,604	55,133,981	166,285,557	
固定資産除却費	6,499,422	7,338,283	8,182,708	22,020,413	
原子力発電施設解体費	1,316,911	1,316,911	1,706,259	4,340,081	
共有設備費等分担額	360,810	260,341	254,227	875,378	
共有設備費等分担額（貸方）	▲412,653	▲270,662	▲282,524	▲965,839	
地帶間購入電源費	—	—	—	—	
地帶間購入送電費	—	—	—	—	
他社購入電源費 (再エネ特措法交付金相当額を除く。)	66,459,257 (3,909,200)	63,971,368 (4,189,670)	61,798,370 (4,825,675)	192,228,995 (12,924,545)	
他社購入送電費	166,616	154,327	154,135	475,078	
建設分担関連費振替額（貸方）	▲29,147	▲41,407	▲94,486	▲165,040	
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	▲169,703	▲169,703	▲169,703	▲509,109	
電源開発促進税	10,390,500	10,454,250	10,546,500	31,391,250	
事業税	5,844,513	5,896,681	5,591,709	17,332,903	
開発費	—	—	—	—	
開発費償却	—	—	—	—	
電力費振替勘定（貸方）	▲258,212	▲245,160	▲242,754	▲746,126	
株式交付費	—	—	—	—	
株式交付費償却	—	—	—	—	
社債発行費	135,901	135,901	135,901	407,703	
社債発行費償却	—	—	—	—	
法人税等	5,157,217	5,157,217	4,585,888	14,900,322	
合計	492,216,280	497,689,394	471,371,178	1,461,276,852	

原価算定期間を、平成25年4月から平成28年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

1 原価算定期間に応じて年度別に欄を設けて記載すること。なお、原価算定期間の始期を10月1日とした場合には原価算定期間の初年度及び最終年度に応じて設けた欄を上期、下期及び年度計それぞれの欄に区分し、原価算定期間に含まれない半期分の値についても記載すること（以下この様式において同じ。）。

2 諸費の上段&lt; &gt;内には寄付金に係る費用を、下段&lt; &gt;内には団体費に係る費用を内数として記載すること。

3 他社購入電源費の（）内には、新エネルギー等電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）に係る費用を内数として記載すること。

## 《項目別明細表》

(1) 第3条第2項第1号関係  
〔役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費及び雜給〕

(単位：千円)

項目		前年度実績 (実績見込み)	平成24年度 平成25年度	平成25年度 平成26年度	平成26年度 平成27年度	原価算定期間計	備考
役員給与		480,660	486,920	284,638	284,638	284,638	853,914
給料手当	基準賃金	33,686,855	34,198,030	32,398,687	32,335,552	32,098,797	96,833,036
	基準外賃金	5,136,227	5,216,338	4,941,878	4,932,248	4,896,135	14,770,261
	諸給与金	14,247,397	13,468,520	5,390,511	5,363,079	5,308,394	16,061,984
	控除口（貸方）	▲8,951,600	▲8,749,756	▲9,418,413	▲9,206,593	▲9,022,967	▲27,647,973
	小計	44,118,879	44,133,132	33,312,663	33,424,286	33,280,359	100,017,308
給料手当振替額（貸方）		▲253,272	▲253,354	▲206,970	▲207,251	▲206,113	▲620,334
退職給与金	引当金増加額	46,496	11,230	▲211,201	▲349,529	▲464,731	▲1,025,461
	実払額	919,496	558,048	578,908	689,937	757,463	2,026,308
	年金保険料	3,981,699	3,983,958	3,948,621	3,900,334	3,844,472	11,693,427
	小計	4,947,691	4,553,236	4,316,328	4,240,742	4,137,204	12,694,274
厚生費	法定厚生費	6,050,786	6,091,508	5,257,864	5,508,339	5,524,286	16,290,489
	一般厚生費	2,668,844	2,482,612	1,857,489	1,846,050	1,830,596	5,534,135
	小計	8,719,630	8,574,120	7,115,353	7,354,389	7,354,882	21,824,624
委託検針費		1,841,016	1,758,462	1,648,780	1,591,720	1,607,137	4,847,637
委託集金費		490,972	471,544	468,226	438,204	447,952	1,354,382
雜給		1,265,668	950,633	825,701	858,936	889,957	2,574,594
	合計	61,611,244	60,674,693	47,764,719	47,985,664	47,796,016	143,546,399
平均経費人員（人）		5,980	6,175	6,207	6,195	6,150	6,184
平均基準賃金（円／月）		469,438	461,512	434,975	434,943	434,962	

(2) 第3条第2項第2号関係  
〔燃料費〕

(単位:千円)

項目	平成35年度			平成36年度			平成37年度			原価算定期間計		
	消費量	単価	金額									
10 <sup>3</sup> kl (10 <sup>3</sup> t、 10 <sup>6</sup> Nm <sup>3</sup> )	10 <sup>3</sup> kl (10 <sup>3</sup> t、 10 <sup>6</sup> Nm <sup>3</sup> )	円／kl (円／t、 円／10 <sup>3</sup> Nm <sup>3</sup> )	千円	10 <sup>3</sup> kl (10 <sup>3</sup> t、 10 <sup>6</sup> Nm <sup>3</sup> )	円／kl (円／t、 円／10 <sup>3</sup> Nm <sup>3</sup> )	千円	10 <sup>3</sup> kl (10 <sup>3</sup> t、 10 <sup>6</sup> Nm <sup>3</sup> )	円／kl (円／t、 円／10 <sup>3</sup> Nm <sup>3</sup> )	千円	10 <sup>3</sup> kl (10 <sup>3</sup> t、 10 <sup>6</sup> Nm <sup>3</sup> )	円／kl (円／t、 円／10 <sup>3</sup> Nm <sup>3</sup> )	千円
火力発電電力量 (発電端10%Wh)	15,126	-	15,289	-	-	14,224	-	-	44,639	-	-	-
火力燃料重油換算消費量 (発電端10 <sup>3</sup> kl)	3,340	-	3,384	-	-	3,143	-	-	9,867	-	-	-
石炭費 (10 <sup>3</sup> t、円／t)	2,785	11,536	32,128,436	2,650	11,935	31,626,495	2,802	11,681	32,730,630	8,237	11,714	96,485,561
火力燃料油費 (10 <sup>3</sup> kl、円／kl)	910	64,237	58,455,733	1,049	63,453	66,562,697	715	64,054	45,798,701	2,674	63,881	170,847,131
火力燃料瓦斯費 (10 <sup>3</sup> t、円／t)	566	60,015	33,968,584	557	58,893	32,803,208	557	58,620	32,651,444	1,680	59,180	99,423,236
壓青混合物費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
助燃費 (10 <sup>3</sup> kl、円／kl)	6	70,418	422,509	5	70,595	352,974	6	70,762	424,574	17	70,592	1,200,057
蒸気料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運炭費	-	-	171,856	-	-	173,031	-	-	171,374	-	-	516,261
小計(重油換算)	3,340	37,469	125,147,118	3,384	38,865	131,518,405	3,143	35,564	111,776,723	9,867	37,341	368,442,246
原子力発電電力量 (発電端10 <sup>6</sup> Wh)	5,457	-	5,445	-	-	7,059	-	-	17,961	-	-	-
核燃料減損額 (又は核燃料減損修正益(貸 方))	-	-	4,605,960	-	-	4,537,818	-	-	5,827,710	-	-	14,971,488
濃縮関連費	-	-	-	-	-	123,612	-	-	389,214	-	-	512,826
小計	-	-	4,605,960	-	-	4,661,430	-	-	6,216,924	-	-	15,484,314
燃料費算定に必要な新エネルギー 等発電電力量 (発電端10%Wh)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新工ネルギー等燃料重油換算 消費量 (10 <sup>3</sup> kl)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ハイオーマス燃料費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃棄物燃料費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
助燃費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
蒸気料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運搬費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計(重油換算)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	129,753,078	-	-	136,179,835	-	-	117,993,647	-	-	383,926,560

(3) 第3条第2項第3号関係  
〔使用済燃料再処理等発電費〕

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度						
再処理等費	12,545,665	11,978,449	12,907,836	11,202,546	13,982,962	11,822,298	11,161,921	36,967,181		
再処理等費引当	5,760,493	5,792,764	2,476,189	437,424	2,479,296	2,473,781	3,207,203	8,160,280		
再処理等引当金取崩し(貸方)	▲11,965,139	▲11,693,715	▲12,786,653	▲11,073,104	▲13,838,442	▲11,438,685	▲10,905,038	▲36,182,165		
合 計	6,341,019	6,077,497	2,597,372	566,866	2,623,816	2,857,394	3,464,866	8,945,296		

〔使用済燃料再処理等既発電費〕

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度						
再処理等費引当	3,238,521	3,238,521	3,238,521	3,238,521	3,238,521	3,238,521	3,238,521	3,238,521	9,715,563	
再処理等引当金取崩し(貸方)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計	3,238,521	3,238,521	3,238,521	3,238,521	3,238,521	3,238,521	3,238,521	3,238,521	9,715,563	

〔廃棄物処理費〕

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度						
火力廃棄物処理費	3,316,336	3,384,422	4,468,461	4,689,219	4,117,179	4,122,468	3,942,407	12,182,054		
原子力廃棄物処理費	2,486,626	1,573,998	1,783,609	1,723,186	1,954,118	1,680,231	1,949,434	5,583,783		
放射性廃棄物処理費	117,649	78,705	85,639	30,981	28,108	39,225	31,669	99,002		
雑廃棄物処理費	—	—	—	—	—	—	—	—		
新工ネルギー等廃棄物処理費	—	—	—	—	—	—	—	—		
合 計	5,920,611	5,037,125	6,337,709	6,443,386	6,099,405	5,841,924	5,923,510	17,864,839		

〔特定放射性廃棄物処分費〕

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度						
特定放射性廃棄物処分費拠出金 (各年の発電対応分)	2,267,593	2,000,876	1,315,571	20,999	426,988	657,981	941,473	2,026,442		
特定放射性廃棄物処分費拠出金 (平成11年末迄の発電対応分)	1,871,447	1,625,217	1,449,597	1,438,459	1,438,459	—	—	1,438,459		
合 計	4,139,041	3,626,093	2,765,168	1,459,458	1,865,447	657,981	941,473	3,464,901		

## 〔消耗品費〕

項目	至近実績			平成24年度 (実績見込額)	平成25年度 (実績見込額)	平成26年度 (実績見込額)	平成27年度 (実績見込額)	原価算定期間計 備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度					
潤滑油脂費	113,218	69,292	65,826	82,779	32,528	49,926	83,787	63,812
雑消耗品費	1,820,987	2,357,770	2,193,397	2,124,051	2,100,330	2,479,882	2,472,480	2,111,653
合 計	1,934,205	2,427,062	2,259,223	2,206,830	2,132,858	2,529,808	2,556,267	2,175,465
								7,261,540

## 〔補償費〕

項目	至近実績			平成24年度 (実績見込額)	平成25年度 (実績見込額)	平成26年度 (実績見込額)	平成27年度 (実績見込額)	原価算定期間計 備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度					
定期的補償費	723,476	645,688	560,817	643,327	602,243	712,507	592,550	654,241
臨時の補償費	163,787	161,182	245,603	190,191	160,857	170,268	179,468	172,068
損害賠償費	18,047	6,055	932,673	318,925	7,608	8,684	8,684	8,684
合 計	905,310	812,925	1,739,093	1,152,443	770,708	891,459	780,702	834,993
								2,507,154

## 〔賃借料〕

項目	至近実績			平成24年度 (実績見込額)	平成25年度 (実績見込額)	平成26年度 (実績見込額)	平成27年度 (実績見込額)	原価算定期間計 備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度					
借地借家料	4,277,985	4,170,618	4,172,146	4,206,916	4,229,432	3,742,030	3,767,704	11,268,379
道路占用料	286,556	287,600	286,317	286,824	289,700	293,100	296,500	300,000
水面使用料	7,143	7,228	7,292	7,221	7,308	7,520	7,505	7,524
線路使用料	612,745	619,697	625,845	619,429	635,600	643,769	652,673	661,477
設備賃借料	-	-	-	-	-	-	-	-
電柱敷地料	1,882,013	1,899,257	1,898,270	1,893,180	1,909,200	1,917,400	1,925,500	1,933,700
線下補償料	2,460	2,297	2,144	2,300	2,255	2,158	2,357	2,200
機械賃借料	1,097,153	997,419	919,352	1,004,641	859,517	868,509	918,498	1,052,775
維持賃料	1,540,788	1,409,423	1,441,949	1,464,053	1,403,795	1,394,892	1,377,738	1,378,972
合 計	9,706,843	9,393,539	9,353,315	9,484,566	9,336,807	8,885,993	8,922,801	9,104,352
								26,913,146

## 〔託送料〕

項目	至近実績			平成24年度 (実績見込額)	平成25年度 (実績見込額)	平成26年度 (実績見込額)	平成27年度 (実績見込額)	原価算定期間計 備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度					
託送料	9,247,490	9,204,234	8,319,195	8,923,640	7,962,163	7,923,230	7,601,036	7,599,274

(単位:千円)

(単位:千円)

## 〔事業者間精算費〕

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込額)	平成25年度 (実績見込額)	平成26年度 (実績見込額)	平成27年度 (実績見込額)	原価算定期間計 備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均					
事業者間 精算費 電力量 (10 <sup>8</sup> kWh)	3,700	4,915	6,797	5,137	6,715	5,458	5,503	4,845	15,806
料金計	1,126,818	1,496,854	2,070,119	1,564,597	2,047,170	1,671,289	1,693,470	1,501,618	4,866,377

## 〔委託費〕

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込額)	平成25年度 (実績見込額)	平成26年度 (実績見込額)	平成27年度 (実績見込額)	原価算定期間計 備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均					
委託運転費	95,822	90,343	91,624	92,596	90,266	90,967	91,495	93,330	275,792
精算費	22,537,005	25,185,857	25,029,573	24,250,812	26,259,741	33,640,053	34,145,494	28,434,834	96,220,381
合 計	22,632,827	25,276,200	25,121,197	24,343,408	26,350,007	33,731,020	34,236,989	28,528,164	96,496,173

## 〔損害保険料〕

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込額)	平成25年度 (実績見込額)	平成26年度 (実績見込額)	平成27年度 (実績見込額)	原価算定期間計 備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均					
水力関係	18,948	4,934	6,782	10,221	6,956	7,419	7,441	7,419	22,279
火力関係	286,860	170,224	181,006	212,697	250,150	249,333	249,333	249,333	747,999
原子力関係	法定保険料	174,677	211,429	208,162	198,089	405,033	327,568	353,657	348,555
新エネルギー等関係	その他保険料	353,361	334,005	342,654	343,340	288,501	199,920	234,642	234,501
その他	127,257	83,223	109,224	106,568	140,030	140,275	140,099	140,244	420,618
合 計	961,103	803,815	847,828	870,915	1,090,670	924,515	985,172	980,052	2,889,739

## 〔原子力損害賠償支援機構一般負担金〕

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込額)	平成25年度 (実績見込額)	平成26年度 (実績見込額)	平成27年度 (実績見込額)	原価算定期間計 備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均					
原子力損害賠償支援機構一般負担金	-	-	3,260,000	1,086,667	6,520,000	6,520,000	6,520,000	6,520,000	19,560,000

(単位:千円)

(単位:千円)

(単位:千円)

(単位:千円)

〔普及開発関係費〕

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
販売関係普及開発関係費	1,888,003	1,781,188	1,492,453	1,720,548	1,360,720	6,719	3,576	3,653	13,948	
一般普及開発関係費	1,243,858	1,277,312	1,174,107	1,231,759	971,414	425,893	368,870	368,872	1,163,635	
合 計	3,131,861	3,058,500	2,666,560	2,952,307	2,332,134	432,612	372,446	372,525	1,177,583	

〔養成費〕

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
研修施設運営費	182,710	187,903	185,041	182,559	160,720	160,392	160,846	160,846	481,958	
その他養成費	999,726	1,046,344	1,142,824	1,054,843	806,796	1,092,892	786,067	786,067	2,685,755	
合 計	1,182,436	1,234,247	1,327,865	1,237,402	967,516	1,253,284	946,913	946,913	3,167,713	

〔研究費〕

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
社内研究費	42,937	45,039	25,025	37,667	41,559	60,920	34,818	24,974	120,712	
委託研究費	4,585,453	4,676,686	4,320,554	4,527,564	4,387,423	3,097,267	2,896,862	2,962,917	8,957,046	
合 計	4,628,390	4,721,725	4,345,579	4,565,231	4,428,982	3,158,187	2,931,680	2,987,891	9,077,758	

〔諸費〕

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
通信運搬費	2,981,442	3,071,442	2,810,312	2,954,399	2,926,567	2,889,649	2,868,052	2,932,553	8,690,254	
旅費	650,783	641,682	582,958	625,141	626,572	910,551	910,551	910,551	2,731,653	
寄付金	77,874	179,277	101,787	119,646	39,925	—	—	—	—	
団体費	1,126,158	1,166,721	1,042,252	1,111,710	986,237	307,344	307,344	307,344	922,032	
その他諸費	6,116,657	4,585,646	3,789,553	4,830,632	3,195,830	2,566,666	3,152,012	3,011,655	8,730,333	
合 計	10,952,914	9,644,768	8,326,902	9,641,528	7,775,131	6,674,210	7,237,959	7,162,103	21,074,272	

## 〔電気料賃倒損〕

項目	至近実績			平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
貸倒損引当額	▲50,282	19,347	▲26,199	▲19,045	18,068	9,757	▲632	▲433	8,692
貸倒損益生額	215,849	187,478	176,370	193,232	154,074	211,491	210,370	209,601	631,462
合計	165,567	206,825	150,171	174,188	172,142	221,248	209,738	209,168	640,154

## 〔固定資産除却費〕

項目	至近実績			平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
水力発電設備	128,082	219,648	145,537	164,422	156,317	248,802	330,116	323,183	902,101
除却費用	116,898	174,147	174,249	155,098	155,364	235,794	235,043	350,614	821,441
火力発電設備	226,904	130,247	121,147	159,433	146,482	81,841	106,219	764,115	952,175
除却費用	458,096	847,723	505,761	603,860	366,848	220,490	236,313	826,782	1,283,585
原子力発電設備	215,848	856,564	937,091	669,834	200,869	306,717	395,638	189,429	891,784
除却費用	1,368,217	789,321	293,317	816,952	271,479	312,425	960,484	172,632	1,445,541
新エネルギー発電設備	336	1,094	-	477	7	-	-	-	-
除却費用	267	1,087	-	451	264	3,109	-	-	3,109
送電設備	126,446	129,043	137,975	131,155	88,426	137,192	153,822	198,616	489,630
除却費用	458,454	575,118	813,380	615,651	500,731	721,949	602,100	745,373	2,069,422
変電設備	265,645	313,741	888,840	489,409	421,723	479,327	524,032	547,886	1,551,245
除却費用	349,570	381,349	446,554	392,491	565,038	513,367	527,243	589,933	1,630,543
配電設備	1,788,159	1,807,808	1,275,068	1,623,678	1,184,385	1,740,880	1,785,880	1,880,597	5,407,357
除却費用	1,002,361	1,114,191	844,947	987,166	667,013	937,518	931,382	955,529	2,823,429
業務設備	118,711	178,469	373,211	223,464	210,438	334,314	272,764	310,032	917,110
除却費用	205,936	251,930	419,540	292,469	208,970	225,707	278,247	327,987	831,941
合計	2,870,131	3,636,614	3,878,869	3,461,871	2,408,647	3,329,073	3,568,471	4,213,858	11,111,402
除却費用	3,959,799	4,134,866	3,497,748	3,864,138	2,735,707	3,170,349	3,763,812	3,988,850	10,909,011

## 〔原子力発電施設解体費〕

項目	至近実績			平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
解体費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資産除去債務計上	4,058,786	3,844,514	1,730,592	-	1,316,911	1,316,911	1,706,259	4,340,081	-
資産除去債務取崩し(貸方)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	4,058,786	3,844,514	1,730,592	-	1,316,911	1,316,911	1,706,259	4,340,081	-

## 〔共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）〕

項 目	至近実績					平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備 考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度							
水力発電設備	103,634	94,674	79,610	87,778	86,200	100,950	95,000	282,150			
火力発電設備	234,111	109,187	165,442	205,214	270,820	155,601	155,437	581,858			
送電設備	3,790	4,520	3,790	3,790	3,790	3,790	3,790	11,370			
小計	341,535	207,651	249,571	296,782	360,810	260,341	254,227	875,378			
水力発電設備	▲45,647	▲37,897	▲38,524	▲52,000	▲42,000	▲46,000	▲58,000	▲146,000			
火力発電設備	▲309,389	▲281,516	▲210,722	▲119,141	▲220,482	▲105,971	▲73,223	▲405,676			
原子力発電設備	▲7,059	▲7,405	▲7,181	▲7,381	▲7,295	▲7,295	▲7,295	▲21,885			
送電設備	▲2	▲2	▲2	—	—	—	—	—			
変電設備	▲140,922	▲145,703	▲103,698	▲148,230	▲142,876	▲111,396	▲138,006	▲392,278			
小計	▲503,019	▲472,524	▲360,127	▲326,752	▲412,653	▲270,682	▲282,524	▲965,839			
合 计	▲161,484	▲264,873	▲110,556	▲29,970	▲51,843	▲10,321	▲28,297	▲90,461			

(記載注意)

(何) の欄には、共有設備について種類別に整理すること。

## 〔開発費、開発費償却〕

項 目	至近実績					平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備 考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度							
開発費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
開発費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

## 〔電力費賃借料定（貸方）〕

項 目	至近実績					平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備 考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度							
建設工事用	▲12,273	▲13,833	▲7,623	▲3,689	▲1,082	▲3,173	▲5,469	▲9,724			
附帯事業用	▲190,263	▲212,715	▲212,457	▲204,016	▲257,130	▲241,987	▲237,285	▲736,402			
合 计	▲202,536	▲226,548	▲220,080	▲207,705	▲258,212	▲245,160	▲242,754	▲746,126			

## 〔株式交付費、社債券行費〕

項 目	至近実績					平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備 考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度							
株式交付費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
社債券行費	70,733	135,901	1,003	187,224	135,901	135,901	135,901	407,703			
合 计	70,733	135,901	1,003	187,224	135,901	135,901	135,901	407,703			

(4) 第3条第2項第4号関係  
〔修繕費〕

項目	至近実績						原価算定期間計 平均修繕率 (%)	備考
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
水力発電設備	285,146,229	285,947,443	286,603,719	287,291,622	288,316,008	288,874,372	289,928,015	290,876,680
平均帳簿原価					0.98%	2,632,456	2,663,080	2,617,836
普通修繕費	2,578,160	3,162,465	2,731,916	2,663,547	2,903,034			7,913,372
火力発電設備	500,223,239	505,185,727	519,967,071	531,483,264	534,386,281	525,494,578	527,190,719	523,019,441
平均帳簿原価					2.51%	16,715,441	12,297,133	1,575,704,738
普通修繕費	14,468,185	12,404,337	13,511,990	11,867,854	12,875,492			2,92%
原子力発電設備	643,099,807	651,049,883	668,244,619	673,078,199	680,124,867	686,202,951	698,220,874	719,491,370
平均帳簿原価					2.61%	11,323,619	16,153,241	2,103,915,195
普通修繕費	19,994,565	19,949,564	16,999,050	18,445,643	11,289,431			1,80%
新エネルギー等発電設備	—	258,803	1,228,903	1,940,201	1,940,288	0.86%	1,928,227	5,784,681
平均帳簿原価					0.86%	12,567	13,150	0.75%
普通修繕費	—	4,216	17,223	9,281	15,475		17,529	43,246
送電設備	534,868,882	537,873,331	540,655,936	542,457,786	544,749,881	546,120,405	549,057,609	551,683,658
平均帳簿原価					0.59%	3,178,372	3,128,482	1,646,861,672
普通修繕費	2,891,222	2,771,448	3,344,232	3,457,604	3,436,001	(—)	(—)	9,567,242
(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
変電設備	338,391,941	340,463,030	342,497,238	344,363,435	346,046,685	345,294,442	347,218,388	349,234,046
平均帳簿原価					0.61%	1,927,336	1,828,316	1,041,746,876
普通修繕費	1,959,500	2,070,167	2,261,460	2,104,148	2,049,079			0.55%
配電設備	454,126,564	460,073,252	465,743,025	470,731,252	475,333,909	479,472,051	484,863,733	490,437,429
平均帳簿原価					5.03%	25,741,165	26,451,208	1,454,773,213
普通修繕費	21,359,418	22,751,197	25,872,737	24,402,530	22,610,011	(11,152,808)	27,738,423	5,49%
(13,558,227)	(13,797,906)	(15,444,178)	(14,339,859)	(13,689,900)		(18,022,181)	(18,556,189)	(53,731,178)
業務設備	113,045,379	112,259,646	111,093,350	109,639,404	108,548,818	98,665,708	95,936,959	93,897,859
平均帳簿原価					0.93%	955,998	940,081	288,500,526
普通修繕費	1,016,439	955,565	1,100,947	1,123,045	(—)	(—)	(—)	0.97%
合 計	2,868,902,042	2,893,111,117	2,936,033,864	2,961,035,165	2,979,446,738	2,994,344,523	3,020,568,708	3,020,568,708
平均帳簿原価					2.15%	62,486,954	63,474,691	8,986,965,964
普通修繕費	64,257,492	64,068,963	65,839,559	64,073,655	56,137,990		63,927,903	189,889,548

(記載注意)  
送電設備、配電設備及び業務設備の普通修繕費の（）内には、取替修繕費を内数として記載すること。

(5) 第3条第2項第5号関係  
〔水利使用料〕

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
水利使用料	713,903	713,903	713,903	2,141,709	

(6) 第3条第2項第6号関係  
〔減価償却費〕

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	4,010,335	3,919,331	3,948,546	11,878,212	
特別償却費	-	-	-	-	
試運転償却費	10,086,764	8,858,886	8,165,224	27,110,874	
火力発電設備	-	-	-	-	
特別償却費	-	-	-	-	
試運転償却費	11,702,658	13,438,156	14,336,182	39,476,996	
原子力発電設備	-	-	-	-	
特別償却費	-	-	-	-	
試運転償却費	94,073	79,474	66,824	240,371	
新工ネルギー等発電設備	-	-	-	-	
特別償却費	-	-	-	-	
試運転償却費	10,480,364	10,097,896	9,798,985	30,377,245	
送電設備	-	-	-	-	
特別償却費	-	-	-	-	
試運転償却費	7,911,923	7,591,331	7,354,441	22,857,695	
変電設備	-	-	-	-	
特別償却費	-	-	-	-	
試運転償却費	-	-	-	-	
配電設備	7,796,595	7,697,602	7,615,729	23,109,926	
特別償却費	-	-	-	-	
試運転償却費	3,675,260	3,710,928	3,848,050	11,234,238	
業務設備	-	-	-	-	
特別償却費	-	-	-	-	
試運転償却費	55,757,972	55,393,604	55,133,981	166,285,557	
合計	特別償却費	-	-	-	
合計	試運転償却費	-	-	-	

(7) 第3条第2項第7号関係  
〔固定資産税、雑税、電源開発促進税及び事業税〕

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
固定資産税	10,519,148	10,272,150	10,044,628	30,835,926	
雑税	1,400,798	1,813,836	1,104,762	4,319,396	
電源開発促進税	10,390,500	10,454,250	10,546,500	31,391,250	
事業税	5,844,513	5,896,681	5,591,709	17,332,903	
合計	28,154,959	28,436,917	27,287,599	83,879,475	

(8) 第3条第2項第8号関係  
〔地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費、他社購入送電費〕

項目		平成25年度		平成26年度		平成27年度		原価算定期間計		備考	
	料金計		料金計		料金計		料金計		料金計		
地帯間購入電力料	地帯間購入電源費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	地帯間購入送電費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	電力量(10 <sup>6</sup> kWh)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
他社購入電力料	他社購入電源費(原工本料費相当額を除く。)	66,459,257 (3,909,200)	63,971,368 (4,189,670)	61,798,370 (4,825,675)	192,228,995 (12,924,545)						
他社購入電力料	他社購入送電費	166,616	154,327	154,135	415,078	415,078	415,078	415,078	415,078	415,078	415,078
	電力量(10 <sup>6</sup> kWh)	8,758	8,715	8,339	25,812	25,812	25,812	25,812	25,812	25,812	25,812

(記載注意)

他社購入電源費の( )内には、新エネルギー等電源費(再エネ特措法交付金相当額を除く。)に係る費用を内数として記載すること。

(9) 第3条第2項第9号関係  
〔建設分担関連費振替額(貸方)、附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)〕

項目	至近実績			平成24年度 (実績見込み)			平成25年度			平成26年度 原価算定期間計
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均振替率 (%)						
建設分担関連費振替額 (貸方)	73,798,579 ▲30,334	59,026,149 ▲16,337	68,589,727 -	0.02%	50,420,973 ▲15,566	60,979,338 ▲29,147	64,594,639 ▲41,497	89,087,433 ▲94,486	214,661,410 ▲165,040	
附帯事業営業費用分担 関連費振替額(貸方)	4,030,769 ▲188,776	8,752,109 ▲143,521	11,609,332 ▲155,751	2.00%	11,609,332 ▲169,702	11,609,332 ▲169,703	11,609,332 ▲169,703	11,609,332 ▲169,703	34,827,996 ▲509,109	

(10) 第3条第2項第10号関係  
〔株式交付費償却、社債発行費償却〕

項目	対象交付 (発行)費用			平成25年度			平成26年度			平成27年度 原価算定期間計	備考
株式交付費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社債発行費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(11) 第3条第2項第11号関係  
〔法人税等〕

項目	平成25年度			平成26年度			平成27年度			原価算定期間計	備考
法人税等	4,358,250	4,358,250	4,358,250	3,816,297	3,816,297	3,816,297	12,532,797	12,532,797	12,532,797	12,532,797	
法人税 法人税割 合 計	798,967	5,157,217	5,157,217	769,591	4,585,888	4,585,888	2,367,525	2,367,525	2,367,525	2,367,525	
							14,900,322	14,900,322	14,900,322	14,900,322	

## 第2表

## 事業報酬明細表

(単位:千円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
特定固定資産	730,058,438	716,129,643	709,036,470	2,155,224,551	
建設中の資産	16,197,233	20,256,807	27,769,718	64,223,758	
核燃料資産	138,116,530	138,260,922	138,882,643	415,260,095	
特定投資	26,985,729	26,979,365	26,973,001	80,938,095	
運転資本	46,587,878	47,244,071	43,800,198	137,632,147	
貯蔵品	14,199,816	14,975,806	12,511,480	41,687,102	
小計	60,787,694	62,219,877	56,311,678	179,319,249	
繰延償却資産	-	-	-	-	
合計	972,145,624	963,846,614	958,973,510	2,894,965,748	
報酬率(%)	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9
電気事業報酬額	28,192,223	27,951,552	27,810,232	83,954,007	

## 《項目別明細表》

(1) 第4条第3項関係  
〔特定固定資産〕

(単位:千円)

項目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	帳簿原価	288,394,931	289,353,812	290,502,218	868,250,961	
	工事費負担金等	8,313,449	8,279,185	8,233,737	24,826,371	
	減価償却累計額	212,197,848	214,804,398	216,716,376	643,718,622	
	差引帳簿価額	67,883,634	66,270,229	65,552,105	199,705,968	
	帳簿原価増加額	2,679,502	3,603,060	2,983,938	9,266,500	
	工事費負担金等増加額	14,264	18,940	18,564	51,768	
	減価償却累計額増加額	4,010,335	3,919,331	3,948,546	11,878,212	
	帳簿原価減少額	1,720,621	2,454,654	2,235,014	6,410,289	
	工事費負担金等減少額	48,528	64,388	63,035	175,951	
	減価償却累計額減少額	1,403,785	2,007,353	1,823,457	5,234,595	
火力発電設備	帳簿原価	289,353,812	290,502,218	291,251,142	871,107,172	
	工事費負担金等	8,279,185	8,233,737	8,189,266	24,702,188	
	減価償却累計額	214,804,398	216,716,376	218,841,465	650,362,239	
	差引帳簿価額	66,270,229	65,552,105	64,220,411	196,042,745	
	平均帳簿価額	67,000,823	65,862,949	64,929,366	197,793,138	
	帳簿原価	524,762,054	526,227,101	528,154,337	1,579,143,492	
	工事費負担金等	612,975	612,975	612,975	1,838,925	
	減価償却累計額	441,167,840	449,882,065	456,773,741	1,347,823,646	
	差引帳簿価額	82,981,239	75,732,061	70,767,621	229,480,921	
	帳簿原価増加額	2,948,664	4,130,784	7,161,017	14,240,465	
期末残高	工事費負担金等増加額	-	-	-	-	
	減価償却累計額増加額	10,086,764	8,858,886	8,165,224	27,110,874	
	帳簿原価減少額	1,483,617	2,203,548	17,430,809	21,117,974	
	工事費負担金等減少額	-	-	-	-	
	減価償却累計額減少額	1,372,539	1,967,210	16,602,135	19,941,884	
	帳簿原価	526,227,101	528,154,337	517,884,545	1,572,265,983	
	工事費負担金等	612,975	612,975	612,975	1,838,925	
	減価償却累計額	449,882,065	456,773,741	448,336,830	1,354,992,636	
	差引帳簿価額	75,732,061	70,767,621	68,934,740	215,434,422	
	平均帳簿価額	78,871,337	73,903,778	70,291,987	223,067,102	

(単位:千円)

項目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
原 子 力 発 電 設 備	帳簿原価	681,355,482	691,050,420	705,391,328	2,077,797,230	
	工事費負担金等	531,296	668,487	793,180	1,992,963	
	減価償却累計額	582,881,809	591,164,365	601,494,000	1,775,540,174	
	差引帳簿価額	97,942,377	99,217,568	103,104,148	300,264,093	
	帳簿原価増加額	13,746,121	18,023,015	36,613,102	68,382,238	
	工事費負担金等増加額	137,191	124,693	284,903	546,787	
	減価償却累計額増加額	11,702,658	13,438,156	14,336,182	39,476,996	
	帳簿原価減少額	4,051,183	3,682,107	8,413,018	16,146,308	
	工事費負担金等減少額	-	-	-	-	
	減価償却累計額減少額	3,420,102	3,108,521	7,102,462	13,631,085	
期 中 増 減 額	帳簿原価	691,050,420	705,391,328	733,591,412	2,130,033,160	
	工費費負担金等	668,487	793,180	1,078,083	2,539,750	
	減価償却累計額	591,164,365	601,494,000	608,727,720	1,801,386,085	
	差引帳簿価額	99,217,568	103,104,148	123,785,609	326,107,325	
新 工 ネ ル ギ ー 等 発 電 設 備	平均帳簿価額	97,573,214	98,580,664	102,857,165	299,011,043	
	帳簿原価	1,928,227	1,928,227	1,928,227	5,784,681	
	工事費負担金等	240,998	240,998	240,998	722,994	
	減価償却累計額	930,556	1,024,629	1,104,103	3,059,288	
	差引帳簿価額	756,673	662,600	583,126	2,002,399	
	帳簿原価増加額	-	-	-	-	
	工事費負担金等増加額	-	-	-	-	
	減価償却累計額増加額	94,073	79,474	66,824	240,371	
	帳簿原価減少額	-	-	-	-	
	工事費負担金等減少額	-	-	-	-	
期 末 残 高	減価償却累計額減少額	-	-	-	-	
	帳簿原価	1,928,227	1,928,227	1,928,227	5,784,681	
	工費費負担金等	240,998	240,998	240,998	722,994	
差 引 帳 簿 価 額	減価償却累計額	1,024,629	1,104,103	1,170,927	3,299,659	
	差引帳簿価額	662,600	583,126	516,302	1,762,028	
平均帳簿価額		709,637	622,858	549,705	1,882,200	

(単位:千円)

項目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
送電設備	帳簿原価	544,663,128	547,577,682	550,537,536	1,642,778,346	
	工事費負担金等	10,650,545	10,860,255	11,094,977	32,605,777	
	減価償却累計額	374,378,855	383,684,403	392,466,117	1,150,529,375	
	差引帳簿原価額	159,633,728	153,033,024	146,976,442	459,643,194	
	帳簿原価増加額	4,293,838	4,508,083	4,279,088	13,081,009	
	工事費負担金等増加額	236,798	265,040	341,105	842,943	
	減価償却累計額増加額	10,480,364	10,097,896	9,798,985	30,377,245	
	帳簿原価減少額	1,379,284	1,548,229	1,986,845	4,914,358	
	工事費負担金等減少額	27,088	30,318	39,019	96,425	
	減価償却累計額減少額	1,174,816	1,316,182	1,692,313	4,183,311	
期中増減額	帳簿原価	547,577,682	550,537,536	552,829,779	1,650,944,997	
	工事費負担金等	10,860,255	11,094,977	11,397,063	33,352,295	
	減価償却累計額	383,684,403	392,466,117	400,572,789	1,176,723,309	
	差引帳簿原価額	153,033,024	146,976,442	140,859,927	440,869,393	
	平均帳簿原価額	156,552,631	150,099,267	143,691,221	450,243,119	
	帳簿原価	344,401,564	346,187,320	348,249,455	1,038,838,339	
	工事費負担金等	1,860,324	1,862,048	1,863,933	5,586,305	
	減価償却累計額	252,929,857	257,465,418	261,347,344	771,742,619	
	差引帳簿原価額	89,611,383	86,859,854	85,038,178	261,509,415	
	帳簿原価増加額	5,695,440	6,363,247	6,438,072	18,496,759	
期末残高	工事費負担金等増加額	3,448	3,770	3,941	11,159	
	減価償却累計額増加額	7,911,923	7,591,331	7,354,441	22,857,695	
	帳簿原価減少額	3,909,684	4,301,112	4,468,891	12,679,687	
	工事費負担金等減少額	1,724	1,885	1,971	5,580	
	減価償却累計額減少額	3,376,362	3,709,405	3,859,286	10,945,053	
	帳簿原価	346,187,320	348,249,455	350,218,636	1,044,655,411	
	工事費負担金等	1,862,048	1,863,933	1,865,903	5,591,884	
	減価償却累計額	257,465,418	261,347,344	264,842,499	783,655,261	
	差引帳簿原価額	86,859,854	85,038,178	83,510,234	255,408,266	
	平均帳簿原価額	88,353,080	86,036,270	84,603,335	258,992,685	

(単位:千円)

項目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
配電設備	帳簿原価	476,801,306	482,142,796	487,584,670	1,446,528,772	
	工事費負担金等	4,771,407	4,752,526	4,733,157	14,257,090	
	減価償却累計額	259,737,015	264,465,461	269,015,705	793,218,181	
	差引帳簿原価額	212,292,884	212,924,809	213,835,808	639,053,501	
	帳簿原価増加額	10,334,444	10,563,729	11,098,692	31,996,865	
	工事費負担金等増加額	15,734	16,140	16,995	48,869	
期末残高	減価償却累計額増加額	7,796,595	7,697,602	7,615,729	23,109,926	
	帳簿原価減少額	4,992,954	5,121,855	5,393,175	15,507,984	
	工事費負担金等減少額	34,615	35,509	37,390	107,514	
	減価償却累計額減少額	3,068,149	3,147,358	3,314,083	9,529,590	
	帳簿原価	482,142,796	487,584,670	493,290,187	1,463,017,653	
	工費費負担金等	4,752,526	4,733,157	4,712,762	14,198,445	
平均帳簿額	減価償却累計額	264,465,461	269,015,705	273,317,351	806,798,517	
	差引帳簿額	212,924,809	213,835,808	215,260,074	642,020,691	
	平均帳簿額	212,689,756	213,454,587	214,618,591	640,762,934	
	帳簿原価	100,182,499	97,148,917	94,725,000	292,056,416	
	工事費負担金等	1,053,501	1,048,387	1,043,985	3,145,873	
	減価償却累計額	70,577,250	68,194,907	66,309,209	205,081,366	
業務設備	差引帳簿額	28,551,748	27,905,623	27,371,806	83,829,177	
	帳簿原価増加額	3,659,187	4,013,175	4,749,964	12,422,326	
	工事費負担金等増加額	9,205	7,924	8,688	25,817	
	減価償却累計額増加額	3,675,260	3,710,928	3,848,050	11,234,238	
	帳簿原価減少額	6,692,769	6,437,092	6,404,247	19,534,108	
	工事費負担金等減少額	14,319	12,326	13,515	40,160	
期末残高	減価償却累計額減少額	6,057,603	5,596,626	5,816,167	17,470,396	
	帳簿原価	97,148,917	94,725,000	93,070,717	284,944,634	
	工費費負担金等	1,048,387	1,043,985	1,039,158	3,131,530	
	減価償却累計額	68,194,907	66,309,209	64,341,092	198,845,208	
	差引帳簿額	27,905,623	27,371,806	27,690,467	82,967,896	
	平均帳簿額	28,307,960	27,569,270	27,495,100	83,372,330	
レーベース		730,058,438	716,129,643	709,036,470	2,155,224,551	

## [建設中の資産]

(単位:千円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
期首帳簿価額	960,357	1,809,301	2,891,410	5,661,068	
期中増加額	3,528,446	4,685,169	4,592,157	12,805,772	
期末減少額	2,679,502	3,603,060	2,983,938	9,266,500	
平均帳簿価額	1,809,301	2,891,410	4,499,629	9,200,340	
期首帳簿価額	1,566,210	2,433,913	3,676,906	7,677,029	
期中増加額	8,255,223	13,723,542	20,920,300	42,899,065	
期末減少額	8,978,138	11,327,542	14,209,616	34,515,296	
平均帳簿価額	3,509,819	4,130,784	7,161,017	14,801,620	
期首帳簿価額	13,723,542	20,920,300	27,968,899	62,612,741	
期中増加額	11,973,201	17,810,804	25,151,152	54,935,157	
期末減少額	9,917,216	12,190,880	8,730,624	30,838,720	
平均帳簿価額	16,019,785	14,562,759	33,180,038	63,762,582	
期首帳簿価額	13,746,121	18,023,015	36,613,102	68,382,238	
期中増加額	12,190,880	8,730,624	5,297,560	26,219,064	
期末減少額	13,705,552	13,949,428	19,711,397	47,366,377	
平均帳簿価額	12,148	12,148	12,148	36,444	
期首帳簿価額	-	-	-	-	
期中増加額	-	-	-	-	
期末減少額	-	-	-	-	
平均帳簿価額	12,148	12,148	12,148	36,444	
期首帳簿価額	2,926,412	2,962,450	3,196,453	9,085,315	
期中増加額	4,329,876	4,742,086	5,009,388	14,081,350	
期末減少額	4,293,838	4,508,083	4,279,088	13,081,009	
平均帳簿価額	2,962,450	3,196,453	3,926,753	10,085,656	
期首帳簿価額	2,792,094	3,070,959	3,874,590	9,737,643	
期中増加額	1,147,084	1,131,709	978,284	3,257,077	
期末減少額	5,680,065	6,209,822	6,492,491	18,382,378	
平均帳簿価額	5,695,440	6,363,247	6,438,072	18,496,759	
期首帳簿価額	1,131,709	978,284	1,032,703	3,142,696	
期中増加額	1,272,654	1,413,058	1,290,749	3,976,461	
期末減少額	523,701	523,701	523,701	1,571,103	
平均帳簿価額	10,334,444	10,563,729	11,098,692	31,996,865	
期首帳簿価額	10,334,444	10,563,729	11,098,692	31,996,865	
期中増加額	523,701	523,701	523,701	1,571,103	
期末減少額	507,764	507,133	506,706	1,521,603	
平均帳簿価額	40,822	1,317,810	1,331,143	2,689,775	
期首帳簿価額	4,936,175	4,026,508	4,736,631	13,699,314	
期中増加額	3,659,187	4,013,175	4,749,964	12,422,326	
期末減少額	1,317,810	1,331,143	1,317,810	3,966,763	
平均帳簿価額	564,842	1,316,170	1,315,788	3,196,800	
平	16,197,233	20,256,807	27,769,718	64,223,758	
レーベース					

## 〔核燃料資産〕

(単位:千円)

項目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
期首帳簿価額	114,953,157	117,442,452	121,152,608	353,548,217		
期中増加額	7,095,255	8,371,586	9,660,874	25,127,715		
期中減少額	4,605,960	4,661,430	6,216,924	15,484,314		
期末帳簿価額	117,442,452	121,152,608	124,596,558	363,191,618		
平均帳簿価額	116,197,805	119,297,530	122,874,583	358,369,918		
期首帳簿価額	23,396,392	20,441,059	17,485,726	61,323,177		
期中増加額	-	-	-	-		
期末減少額	2,955,333	2,955,333	2,955,333	8,865,999		
平均帳簿価額	20,441,059	17,485,726	14,530,393	52,457,178		
再処理関係核燃料資産	21,918,726	18,963,393	16,008,060	56,890,178		
レートベース	138,116,530	138,260,922	138,882,643	415,260,095		

## 〔特定投資〕

(単位:千円)

項目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
期首帳簿価額	311,976	305,612	299,248	916,836		
期中増加額	▲6,364	▲6,364	▲6,364	▲19,092		
期末帳簿価額	305,612	299,248	292,884	897,744		
平均帳簿価額	308,794	302,430	296,066	907,290		
期首帳簿価額	742,025	742,025	742,025	2,226,075		
期中増加額	-	-	-	-		
期末帳簿価額	742,025	742,025	742,025	2,226,075		
平均帳簿価額	742,025	742,025	742,025	2,226,075		
期首帳簿価額	25,680,910	25,680,910	25,680,910	77,042,730		
期中増加額	-	-	-	-		
期末帳簿価額	25,680,910	25,680,910	25,680,910	77,042,730		
平均帳簿価額	25,680,910	25,680,910	25,680,910	77,042,730		
期首帳簿価額	254,000	254,000	254,000	762,000		
期中増加額	-	-	-	-		
期末帳簿価額	254,000	254,000	254,000	762,000		
平均帳簿価額	254,000	254,000	254,000	762,000		
レートベース	26,985,729	26,979,365	26,973,001	80,938,095		

(記載注意)

(何) の欄には、長期投資について投資先ごとに整理すること。

## 〔運転資本（営業資本）〕

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
営業費項目	役員給与	284,638	284,638	284,638	853,914
	給料手当	33,312,663	33,424,286	33,280,359	100,017,308
	給料手当振替額（貸方）	▲206,970	▲207,251	▲206,113	▲620,334
	退職給与金	4,316,328	4,240,742	4,137,204	12,694,274
	厚生費	7,115,353	7,354,389	7,354,882	21,824,624
	委託検針費	1,648,780	1,591,720	1,607,137	4,847,637
	委託集金費	468,226	438,204	447,952	1,354,382
	雑給	825,701	858,936	889,957	2,574,594
	燃料費	125,147,118	131,518,405	111,776,723	368,442,246
	使用済燃料再処理等発電費	2,623,816	2,857,394	3,464,086	8,945,296
	使用済燃料再処理等既発電費	3,238,521	3,238,521	3,238,521	9,715,563
	廃棄物処理費	6,099,405	5,841,924	5,923,510	17,864,839
	特定放射性廃棄物処分費	1,865,447	657,981	941,473	3,464,901
	消耗品費	2,529,808	2,556,267	2,175,465	7,261,540
	修繕費	62,486,954	63,474,691	63,927,903	189,889,548
	水利使用料	713,903	713,903	713,903	2,141,709
	補償費	891,459	780,702	834,993	2,507,154
	賃借料	8,885,993	8,922,801	9,104,352	26,913,146
	託送料	7,923,230	7,601,036	7,599,274	23,123,540
	事業者間精算費	1,671,289	1,693,470	1,501,618	4,866,377
	委託費	33,731,020	34,236,989	28,528,164	96,496,173
	損害保険料	924,515	985,172	980,052	2,889,739
	原子力損害賠償支援機構一般負担金	6,520,000	6,520,000	6,520,000	19,560,000
	普及開発関係費	432,612	372,446	372,525	1,177,583
	養成費	967,516	1,253,284	946,913	3,167,713
	研究費	3,158,187	2,931,680	2,987,891	9,077,758
	諸費	6,116,459	7,237,959	7,162,103	20,516,521
	電気料賃倒損	211,491	209,738	209,168	630,397
	減価償却費	-	-	-	-
	固定資産除却費	3,170,349	3,769,812	3,968,850	10,909,011
	共有設備費等分担額	360,810	260,341	254,227	875,378
	共有設備費等分担額（貸方）	▲412,653	▲270,662	▲282,524	▲965,839
	地帯間購入電源費	-	-	-	-
	地帯間購入送電費	-	-	-	-
	他社購入電源費	66,459,257	63,971,368	61,798,370	192,228,995
	他社購入送電費	166,616	154,327	154,135	475,078
	建設分担関連費振替額（貸方）	▲29,147	▲41,407	▲94,486	▲165,040
	附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	▲169,703	▲169,703	▲169,703	▲509,109
	開発費	-	-	-	-
	電力費振替勘定（貸方）	▲258,212	▲245,160	▲242,754	▲746,126
	株式交付費	-	-	-	-
	社債発行費	135,901	135,901	135,901	407,703
	小計	393,326,680	399,154,844	372,226,669	1,164,708,193
控除収益項目	地帯間販売電源料	7,638,813	7,817,129	7,876,529	23,332,471
	地帯間販売送電料	157,220	154,800	156,000	468,020
	他社販売電源料	3,254,713	4,044,933	4,871,053	12,170,699
	他社販売送電料	-	-	-	-
	遅収加算料金	642,769	309,843	-	952,612
	託送収益	2,362,867	2,085,503	2,113,711	6,562,081
	事業者間精算収益	2,396,776	2,569,541	2,460,469	7,426,786
	電気事業雑収益	4,165,046	4,215,073	4,341,868	12,721,987
	預金利息	5,454	5,454	5,454	16,362
	小計	20,623,658	21,202,276	21,825,084	63,651,018
合計		372,703,022	377,952,568	350,401,585	1,101,057,175
レートベース		46,587,878	47,244,071	43,800,198	137,632,147

(記載注意)

(何) の欄には、営業費項目及び控除収益項目についてそれぞれ期間原価等項目ごとに整理すること。

## 〔運転資本（貯蔵品）〕

(単位：千円)

項目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
石炭費	消費金額	32,094,836	31,592,895	32,697,030	96,384,761	
	平均月数	1.5	1.5	1.5		1.5
燃料油費	消費金額	4,011,854	3,949,112	4,087,128	12,048,094	
	平均月数	58,449,094	66,556,058	45,792,062	170,797,214	
ガス費	消費金額	7,306,137	8,319,507	5,724,008	21,349,652	
	平均月数	21,457,383	20,116,600	19,976,600	61,550,583	
助燃費	消費金額	2,682,173	2,514,575	2,497,075	7,693,823	
	平均月数	422,509	352,974	424,574	1,200,057	
運炭費	消費金額	52,814	44,122	53,072	150,008	
	平均月数	—	—	—	—	
新エネルギー等 貯蔵品	小計	14,052,978	14,827,316	12,361,283	41,241,577	
	消費金額	—	—	—	—	
その他貯蔵品	一般貯蔵品平均月数	—	—	—	—	
	小計	—	—	—	—	
レートベース	配電平均帳簿原価	479,472,052	484,863,733	490,437,427	1,454,773,212	
	一般貯蔵品払出し率	0.245%	0.245%	0.245%	0.245%	
合計	一般貯蔵品在庫率	12.50%	12.50%	12.50%	12.50%	
	小計	146,838	148,490	150,197	445,525	
合計		14,199,816	14,975,806	12,511,480	41,687,102	
レートベース		14,199,816	14,975,806	12,511,480	41,687,102	

(記載注意)

(何) の欄には、火力燃料貯蔵品及び新エネルギー等貯蔵品について燃料種別ごとに整理すること。

## 〔繰延償却資産〕

(単位:千円)

項目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
株式交付費	期首帳簿価額	-	-	-	-	-
	増加額	-	-	-	-	-
	償却額	-	-	-	-	-
	期末帳簿価額	-	-	-	-	-
社債発行費	平均帳簿価額	-	-	-	-	-
	期首帳簿価額	-	-	-	-	-
	増加額	-	-	-	-	-
	償却額	-	-	-	-	-
開発費	期末帳簿価額	-	-	-	-	-
	平均帳簿価額	-	-	-	-	-
	期首帳簿価額	-	-	-	-	-
	増加額	-	-	-	-	-
事業報酬率	償却額	-	-	-	-	-
	期末帳簿価額	-	-	-	-	-
	平均帳簿価額	-	-	-	-	-
	レートベース	-	-	-	-	-

(2) 第4条第4項関係  
〔報酬率〕

項目		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	適用率	備考
自己資本報酬率	すべての一般電気事業者を除く全事業の自己資本利益率の実績率に相当する率	8.00	7.99	8.44	4.70	4.77	6.95	5.88	-	6.36	
他人資本報酬率	すべての一般電気事業者の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績率を加重平均して算定した率	1.43	1.85	1.69	1.55	1.41	1.18	1.08	-	1.44	1.44
事業報酬率	(記載注意)	-	-	-	-	-	-	-	-	2.9	

(記載注意)  
報酬率の算定期間に応じて年度別の欄を設け記載すること。

## 控除収益明細表

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
遜収加算料金	642,769	309,843	-	952,612	
地帯間販売電源料	7,638,813	7,817,129	7,876,529	23,332,471	
地帯間販売送電料	157,220	154,800	156,000	468,020	
他社販売電源料	3,254,713	4,044,933	4,871,053	12,170,699	
他社販売送電料	-	-	-	-	
託送収益	2,362,867	2,085,503	2,113,711	6,562,081	
事業者間精算収益	2,396,776	2,569,541	2,460,469	7,426,786	
電気事業者収益	4,165,046	4,215,073	4,341,868	12,721,987	
預金利息	5,454	5,454	5,454	16,362	
合計	20,623,658	21,202,276	21,825,084	63,651,018	

## 《項目別明細表》

(1) 第5条第2項関係  
〔託送加算料金〕

項目	至近実績			原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
遜収加算料金	612,679	632,312	614,556	平成24年度 (実績見込額) 613,449	平成27年度 952,612
電灯・電力料収入	443,878,098	462,348,604	463,984,779	0.14% 454,292,763	309,843 243,897,770 - 738,254,508

## 〔地帯間販売電源料、地帯間販売送電料、他社販売電源料、他社販売送電料〕

項目	至近実績			原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
地帯間販売電力料	7,638,813	7,817,129	7,876,529	23,332,471	
地帯間販売送電料	157,220	154,800	156,000	468,020	
電力量 ( $10^6$ kWh)	643	645	650	1,938	
他社販売電源料	3,254,713	4,044,933	4,871,053	12,170,699	
他社販売送電料	-	-	-	-	
電力量 ( $10^6$ kWh)	187	253	325	765	

## 〔託送収益〕

項目	至近実績			原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
その他託送収益	2,362,867	2,085,503	2,113,711	6,562,081	

## 〔事業者間精算収益〕

項目	至近実績			原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
事業者間精算収益	電力量 ( $10^6$ kWh)	2,162	2,843	2,708	2,727
	料金計	1,935,207	2,592,387	2,872,631	2,460,469

## 〔電気事業雑収益〕

項目	至近実績					平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間 計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均	平均						
契約超過金	82,667	128,580	59,841	90,363	50,000	82,097	82,097	82,097	82,097	246,291	
違約金	25,574	8,803	7,920	14,099	1,887	12,015	12,015	12,015	12,015	36,045	
諸貸付料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
受託運転益	9,493	10,019	9,668	7,483	7,483	7,483	7,483	7,483	7,483	22,449	
器具販売益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
受託工事益	22,535	16,586	3,787	14,303	22,600	27,900	27,900	27,900	27,900	67,700	
広告料	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	13,648	13,648	13,648	13,648	40,944	
供給離収	284,066	296,323	300,603	293,664	291,000	302,559	302,559	302,559	302,559	403,443	1,059,809
雑口	3,931,973	3,827,883	3,995,950	3,918,602	3,712,288	3,719,344	3,726,123	3,803,282	3,803,282	11,248,749	
合計	4,366,309	4,297,668	4,388,120	4,350,699	4,095,258	4,165,046	4,215,073	4,341,868	4,341,868	12,721,987	

## 〔預金利息〕

項目	至近実績					平成24年度 (実績見込み)	適用 金利 (%)	平成25年度	適用 金利 (%)	平成26年度	適用 金利 (%)	平成27年度	適用 金利 (%)	原価算定期間 計	備考	
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均	平均											
普通預金利息	3,029	2,162	1,429	1,07%	1,339	1,07%	2,206	1,07%	2,206	1,07%	2,206	1,07%	2,206	1,07%	6,618	
定期預金利息	4,841	2,954	1,948	0,22%	1,523	0,22%	3,248	0,22%	3,248	0,22%	3,248	0,22%	3,248	0,22%	9,744	
合計	7,870	5,116	3,377	—	2,862	—	5,454	—	5,454	—	5,454	—	5,454	—	16,362	
電灯・電力料収入	443,878,098	462,348,604	463,984,779	—	454,292,763	—	494,809,283	—	492,185,863	—	490,386,158	—	1,477,381,304	—		

(記載注意)

(句) の欄には、預金について種類ごとに記載すること。

注 様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第3 (第6条第3項、第19条の3第3項関係)

8 部門整理表(1)

	水力発電費						火力発電費						原子力発電費						新エネルギー一等発電費			
	計			固			有			一般			計			固			有			
	計	固	有	一	般	計	固	有	一	般	計	固	有	一	般	計	固	有	一	般		
役員給与	50,219	-	50,219	109,694	-	109,694	107,713	-	107,713	-	1,514,899	1,514,899	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
給料手当	6,240,432	5,534,144	706,288	12,446,110	10,903,349	1,542,761	12,570,711	11,055,812	-	11,055,812	1,514,899	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
給料手当振替額(貸方)	▲12,882	▲12,733	▲149	▲47,010	▲46,384	▲326	▲540	▲210	▲320	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
退職給付金	747,299	-	747,299	1,629,102	-	1,629,102	1,601,363	-	1,601,363	-	5,682,785	5,682,785	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
厚生費	1,284,917	1,083,428	201,489	2,800,942	2,360,824	440,118	2,753,278	2,321,109	-	2,321,109	432,169	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
委託施設費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
委託集金費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
補給	388,839	347,917	40,922	228,554	139,167	89,387	366,108	278,335	-	278,335	87,773	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
燃料費	-	-	-	368,442,246	368,442,246	-	15,484,314	15,484,314	-	15,484,314	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
専用燃料廃处理等発電費	-	-	-	-	-	-	8,945,296	8,945,296	-	8,945,296	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
専用物処理費	-	-	-	12,182,054	12,182,054	-	5,682,785	5,682,785	-	5,682,785	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特定物取扱業物処分費	-	-	-	-	-	-	3,464,901	3,464,901	-	3,464,901	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
消耗品費	180,147	79,289	100,858	1,703,118	1,482,812	220,306	2,580,257	2,363,930	-	2,363,930	216,327	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
修繕費	8,077,191	7,913,372	163,819	46,066,371	45,999,303	67,068	37,960,471	37,863,889	-	37,863,889	96,582	43,246	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水利使用料	2,141,709	2,141,709	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
補償費	341,780	336,295	5,485	1,692,494	1,692,494	1,665,331	27,163	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
賃借料	930,447	127,453	802,994	1,428,610	566,644	861,996	1,412,928	578,331	-	578,331	834,597	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
託送料	(-)	(-)	(-)	(99,195)	(99,195)	(99,195)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
事業者間精算費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
委託保険料	3,089,691	2,735,938	15,010,753	13,483,127	13,483,127	1,536,908	50,117,073	45,132,690	-	45,132,690	4,984,383	710	184	-	-	-	-	-	-	-	-	526
損害保険料	23,006	22,279	727	772,426	747,999	24,427	1,754,321	1,698,843	-	1,698,843	55,478	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
原子力損害賠償機構一般負担金	-	-	-	-	-	-	19,560,000	19,560,000	-	19,560,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
普及開拓関係費	72	-	72	168,315	-	168,345	877,310	-	877,310	-	877,310	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-
養成費	188,442	-	188,442	360,352	-	360,352	1,422,586	-	1,422,586	-	1,422,586	-	-	-	-	-	-	-	-	-	45,951	
研究費	480,396	-	480,396	1,878,462	-	1,878,462	4,175,227	-	4,175,227	-	4,175,227	-	45,951	-	-	-	-	-	-	-	-	
諸費	1,211,213	948,794	262,419	3,791,930	2,660,971	1,130,959	3,638,428	3,075,573	-	3,075,573	562,855	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
電気料金倒損	2,847,118	2,778,152	68,966	4,367,317	4,339,082	28,235	4,891,869	4,851,209	-	4,851,209	40,660	63,214	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
固定資産税	16,850	16,116	734	27,734,681	27,482,851	252,089	42,296,869	41,933,844	-	41,933,844	363,025	240,799	-	-	-	-	-	-	-	-	-	45,951
減価償却費	12,721,792	12,106,043	615,749	(371,718)	(371,718)	(371,718)	(2,156,818)	(2,156,818)	(-)	(2,156,818)	(428)	3,109	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
固定資産除却費	1,825,477	1,723,542	101,935	2,277,492	2,235,460	41,732	2,397,422	2,337,325	-	2,337,325	60,097	3,109	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
原水設備等分担額(貸方)	282,150	-	-	581,888	581,888	-	4,340,081	4,340,081	-	4,340,081	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
共有設備等分担額(貸方)	▲146,000	▲146,000	-	▲405,676	▲405,676	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▲144	
廻船等分担運賃費用(貸方)	▲15,496	-	▲15,496	▲17,225	-	▲17,225	▲23,104	-	▲23,104	-	▲102,352	▲178	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
附帯事業費(貸方)	▲19,519	-	▲19,519	▲205,316	▲205,316	▲205,316	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
開発費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式交付出資	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
社債券行費	38,279	-	38,279	42,552	-	42,552	-	57,074	-	57,074	-	355	-	-	-	-	-	-	-	-	355	
社債券発行費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法入費等	571,427	-	571,427	6,006,469	-	6,006,469	2,996,455	-	2,996,455	-	5,215	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,215	
電気事業報酬	6,170,030	(85,569)	6,170,030	10,759,961	10,759,961	-	25,546,253	25,546,253	-	25,546,253	55,480	(1,092,244)	(126)	-	-	-	-	-	-	-	-	55,480
合計	49,655,026	38,017,888	11,637,138	521,957,594	494,969,955	26,987,639	214,333,427	46,061,306	-	46,061,306	457,797	350,591	107,206	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(記載注意)

1 固有の欄には第6条第1項で9部門(一般管理費等を除く。)に整理された金額を、一般欄には第6条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。

2 記載料、減価償却費及び電気事業報酬の( )内には、電源線に係る費用を内数として記載すること。

3 その他は、様式第1の注1から3までと同様すること。

理門整部表(2)

(单位:千吨)

(記載注意)

（一般官呂真寺）がいつまでも現れることは、この御内閣の運営に大いに障害となつてゐる。そこで、この御内閣は、必ずや倒されることは、決して間違ひはない。しかし、その倒れる時期は、まだ未だ明確でない。この御内閣の倒れる時期は、必ずや、この御内閣の運営に大いに障害となつてゐる。そこで、この御内閣は、必ずや倒されることは、決して間違ひはない。しかし、その倒れる時期は、まだ未だ明確でない。

様式第4（第6条第4項、第19条の3第4項関係）

配電費・販売費整理表

(単位:千円)

	高圧配電費	低圧配電費	需要家費	給電費		一般販売費	合計
				ネットワーク給電費	非ネットワーク給電費		
役員給与	118,145	56,950	114,331	32,710	3,634	118,614	444,384
給料・手当	10,496,215	5,059,495	13,655,025	4,364,021	484,891	15,824,831	49,884,478
給料・手当振替額(貸方)	▲182,573	▲88,006	▲98,022	▲17,759	▲17,973	▲64,398	▲452,731
退職給与金	1,736,720	846,792	1,693,761	486,266	54,030	1,763,390	6,606,869
厚生費	3,020,044	1,455,753	2,922,107	835,952	92,884	3,031,333	11,358,073
委託検針費	-	-	4,847,637	-	-	-	4,847,637
委託集金費	-	-	1,354,382	-	-	-	1,354,382
雜給	161,225	77,716	338,988	120,912	13,435	438,451	1,150,737
燃料費	-	-	-	-	-	-	-
使用燃然料再処理等発電費	-	-	-	-	-	-	-
廃棄物処理費	-	-	-	-	-	-	-
特定放射性廃棄物処分費	-	-	-	-	-	-	-
消耗品費	464,576	233,940	615,845	197,932	21,993	717,746	2,242,032
修繕費	38,238,757	18,452,212	24,449,455	83,591	21,232	653,973	81,879,250
水利使用料	-	-	-	-	-	-	-
補償費	138,096	66,566	42,944	427	48	1,549	249,630
賃借料	7,840,603	3,779,409	4,352,719	351,990	89,405	2,747,787	19,161,913
託送料	-	-	-	-	-	-	-
事業者間料算費	-	-	-	-	-	-	-
委託料	5,629,770	2,713,720	9,183,380	578,200	145,090	4,468,951	22,719,111
損害保険料	116	56	35	-	-	-	207
原子力損害賠償支援機構一般負担金	-	-	-	-	-	-	-
普及開発關係費	167	81	51	-	-	131,277	131,576
養成費	180,896	87,197	151,567	190,651	21,183	176,448	807,942
研究費	345,220	166,407	416,411	361,970	40,219	40,319	1,370,546
諸費用	2,133,408	1,028,367	2,743,461	873,673	97,075	3,248,965	10,124,949
電気料賃倒損	-	-	-	-	-	640,154	640,154
固定資産税	5,870,363	2,829,694	868,117	94,933	24,113	275,316	9,962,536
雑税	33,346	16,074	208,010	82,490	9,166	299,129	648,215
減価償却費	16,171,718	7,705,260	3,611,733	847,601	215,288	2,458,101	31,099,701
固定資産除却費	5,437,081	2,620,838	913,121	52,014	13,211	406,929	9,443,194
原子力発電施設解体費	-	-	-	-	-	-	-
共有設備費等分担額	-	-	-	-	-	-	-
共有設備費等分担額(貸方)	-	-	-	-	-	-	-
建設分担賃連運費振替額(貸方)	▲28,342	▲13,662	▲9,613	▲421	▲47	▲1,526	▲53,611
附帯事業營業費用分担賃連運費振替額(貸方)	▲45,480	▲21,923	▲24,835	▲4,602	▲511	▲16,686	▲114,047
開発費	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費償却	-	-	-	-	-	-	-
社債券行費	78,320	37,753	11,439	1,039	-	116	132,438
社債発行費償却	-	-	-	-	-	-	-
法人税等	1,489,433	717,952	493,284	134,716	14,969	488,510	3,338,864
電気事業納融	12,393,461	5,944,025	1,834,256	304,133	33,793	633,037	21,172,075
合計	111,741,285	53,862,696	74,695,589	9,972,439	1,393,244	38,485,881	290,151,134

(記載注意)

様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第5 (第8条第1項、第2項関係)  
第1表

送電・高压配電開連費用明細表(1)

	水力発電費のうちの アンシリーラーサービス費	火力発電費のうちの アンシリーラーサービス費				総送電費				受電用変電サービス費				配電用変電サービス費				
		計		可変		計		固定		可変		計		固定		可変		
		固定	可変	固定	可変	固定	可変	固定	可変	固定	可変	固定	可変	固定	可変	固定	可変	
役員給与	2,120	2,120	-	6,678	6,678	-	87,552	87,552	-	37,857	37,857	-	16,495	16,495	-	16,495	-	
給料手当	263,409	263,409	-	757,719	757,719	-	11,704,724	11,704,724	-	4,994,571	4,994,571	-	2,176,282	2,176,282	-	-	-	
給料手当振替額(貸方)	▲544	▲544	-	▲2,862	▲2,862	-	▲61,751	▲61,751	-	▲31,642	▲31,642	-	▲13,788	▲13,788	-	-	-	
差額給与金	31,543	31,543	-	99,180	99,180	-	1,301,651	1,301,651	-	562,773	562,773	-	245,217	245,217	-	-	-	
厚生費	54,236	54,236	-	170,521	170,521	-	2,238,971	2,238,971	-	967,691	967,691	-	421,652	421,652	-	-	-	
委託機関費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
委託集金費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
雑給	16,413	16,413	-	13,914	13,914	-	233,705	233,705	-	143,934	143,934	-	62,717	62,717	-	-	-	
燃料費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
使用燃料再処理等送電費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
既棄物処理費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特定属性性廃棄物処分費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
消耗品費	3,802	3,802	-	51,843	51,843	-	443,653	443,653	-	78,241	78,241	-	34,092	34,092	-	17,046	-	
修繕費	340,938	340,938	-	2,804,521	2,804,521	-	9,978,981	9,978,981	-	4,040,804	4,040,804	-	1,843,234	1,843,234	-	-	-	
水和使用料	90,402	90,402	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
補償費	14,127	14,127	-	103,039	103,039	-	223,250	223,250	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
賃借料	39,274	39,274	-	86,976	86,976	-	3,013,259	3,013,259	-	663,363	663,363	-	302,596	302,596	-	-	-	
託送料	-	-	-	-	-	-	23,024,345	23,016,902	-	7,443	7,443	-	-	-	-	-	-	
事業者間精算費	-	-	-	-	-	-	4,866,377	4,866,377	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
委託費	130,416	130,416	-	913,829	913,829	-	4,868,164	4,868,164	-	474,598	474,598	-	216,491	216,491	-	-	-	
損害保険料	971	971	-	47,025	47,025	-	-	-	-	65,030	65,030	-	274,749	274,749	-	-	-	
原子力発電寄附金一般負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
普及開発割合系費	3	3	-	10,249	10,249	-	166	166	-	58	58	-	25	25	-	-	-	
養成費	7,954	7,954	-	21,938	21,938	-	245,730	245,730	-	99,365	99,365	-	43,296	43,296	-	-	-	
研究費	20,278	20,278	-	114,361	114,361	-	691,418	691,418	-	303,510	303,510	-	132,248	132,248	-	-	-	
諸費	51,125	51,125	-	230,853	230,853	-	1,340,529	1,340,529	-	673,662	673,662	-	293,534	293,534	-	-	-	
電気料賃掛損	-	-	-	265,882	265,882	-	5,135,896	5,135,896	-	2,485,131	2,485,131	-	1,082,845	1,082,845	-	-	-	
固定資産税	120,177	120,177	-	3,173	3,173	-	35,347	35,347	-	17,670	17,670	-	7,700	7,700	-	-	-	
雜稅	711	711	-	1,687,659	1,687,659	-	28,870,835	28,870,835	-	16,243,226	16,243,226	-	7,077,654	7,077,654	-	-	-	
減価償却費	534,242	534,242	-	138,654	138,654	-	2,815,253	2,815,253	-	2,269,554	2,269,554	-	988,912	988,912	-	-	-	
固定資産除却費	77,053	77,053	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
原子力発電施設解体費	11,910	11,910	-	35,424	35,424	-	11,370	11,370	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
其有設備費等分担額(貸方)	▲6,163	▲6,163	-	▲24,698	▲24,698	-	-	-	-	▲273,226	▲273,226	-	▲119,052	▲119,052	-	-	-	
地帯間購入送電費(電源線に係る費用を除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
他社購入送電費(電源線に係る費用を除く。)	-	-	-	-	-	-	335,462	335,462	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
建設分担額(車輌費等)	▲554	▲554	-	▲1,049	▲1,049	-	▲35,365	▲35,365	-	▲13,996	▲13,996	-	▲6,099	▲6,099	-	-	-	
付帯事業營業費等分担額(貸方)	▲824	▲824	-	▲12,500	▲12,500	-	▲45,165	▲45,165	-	▲15,694	▲15,694	-	▲6,838	▲6,838	-	-	-	
開発費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式交換費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式交換費償却	1,616	1,616	-	2,591	2,591	-	87,363	87,363	-	34,576	34,576	-	15,066	15,066	-	-	-	
社債発行費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
社債発行費償却	24,120	24,120	-	365,674	365,674	-	1,322,255	1,322,255	-	459,444	459,444	-	200,193	200,193	-	-	-	
法人税等	259,423	259,423	-	654,730	654,730	-	12,501,424	12,501,424	-	5,396,667	5,396,667	-	2,351,487	2,351,487	-	-	-	
電気事業用送電料(電源線に係る収益を除く。)	-	-	-	-	-	-	▲447,324	▲447,324	-	▲20,606	▲20,606	-	-	-	-	-	-	
他社輸送送電料(電源線に係る収益を除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	2,088,378	2,088,378	-	8,545,254	8,545,254	-	114,766,479	114,766,479	-	39,638,047	39,638,047	-	39,120	39,120	-	17,623,662	17,623,662	17,046

(記載注意) 様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第5 (第8条第1項、第2項関係)  
第1表

送電・高压配電開連費用明細表(2)

(単位:千円)

	高圧配電費		ネットワーク経電費		計		需要家費		合計	
	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変	計
役員給与	118,145	118,145	-	32,710	32,710	-	301,557	301,557	-	415,888
給料手当	10,496,215	10,496,215	-	4,364,021	4,364,021	-	34,756,941	34,756,941	-	48,411,366
給料手当振替額(貸方)	▲182,573	▲182,573	-	▲17,759	▲17,759	-	▲310,919	▲310,919	-	▲408,941
退職給与金	1,756,720	1,756,720	-	486,266	486,266	-	4,483,350	4,483,350	-	6,183,111
厚生費	3,020,044	3,020,044	-	835,932	835,932	-	7,708,167	7,708,167	-	2,922,107
委託検討費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,847,637
委託集金費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,354,382
賃給	161,225	161,225	-	120,912	120,912	-	752,820	752,820	-	338,998
燃料費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
使用済燃料再処理等差電費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
既棄物処理費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特定放射性廃棄物処分費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消耗品費	464,576	232,288	232,288	197,932	98,966	98,966	1,274,139	664,593	609,246	615,845
修繕費	38,238,757	38,238,757	83,591	83,591	-	-	57,330,826	57,330,826	-	24,449,455
水利使用料	-	-	-	-	-	-	90,402	90,402	-	90,402
補償費	138,096	138,096	-	427	427	-	479,239	479,239	-	42,944
賃借料	7,840,603	7,840,603	-	351,990	351,990	-	12,298,061	12,298,061	-	4,352,719
託送料	-	-	-	-	-	-	23,024,345	23,016,902	7,443	-
事業者間精算費	-	-	-	-	-	-	4,866,377	4,866,377	-	4,866,377
委託費	5,629,770	5,629,770	-	578,200	578,200	-	12,811,468	12,811,468	-	9,183,380
損害保険料	116	116	-	-	-	-	387,891	387,891	-	35
原子力損害賠償支援機構一般負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
普及開拓関係費	167	167	-	-	-	-	10,668	10,668	-	51
養成費	180,896	180,896	-	190,651	190,651	-	789,830	789,830	-	151,567
研究費	345,220	345,220	-	361,970	361,970	-	1,969,005	1,969,005	-	416,411
諸費	2,133,408	2,133,408	-	873,673	873,673	-	5,596,784	5,596,784	-	2,385,416
電気料資労損	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
固定資産税	5,870,363	5,870,363	-	94,933	94,933	-	15,055,227	15,055,227	-	868,117
雜税	33,346	33,346	-	82,490	82,490	-	180,437	180,437	-	208,010
減価償却費	16,171,718	16,171,718	-	847,601	847,601	-	71,432,865	71,432,865	-	3,611,733
固定資産除却費	5,437,081	5,437,081	-	52,014	52,014	-	11,778,521	11,778,521	-	913,121
原子力発電施設解体費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
共有設備費等分担額(貸方)	-	-	-	-	-	-	58,704	58,704	-	58,704
地帶割入送電費(電源線に係る費用を除く。)	-	-	-	-	-	-	▲423,139	▲423,139	-	▲423,139
他社購入送電費(電源線に係る費用を除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
附帯事業営業費用分担額(貸方)	▲28,342	▲28,342	-	▲421	▲421	-	▲85,926	▲85,926	-	▲95,639
株式交付費(貸方)	▲45,480	▲45,480	-	▲4,602	▲4,602	-	▲131,103	▲131,103	-	▲155,948
開発費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費償却	78,320	78,320	-	1,039	1,039	-	220,571	220,571	-	11,439
社債券行費(貸方)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人税等	1,489,433	1,489,433	-	134,716	134,716	-	3,995,835	3,995,835	-	4,489,119
電気事業報酬	12,333,461	12,333,461	-	304,133	304,133	-	33,861,325	33,861,325	-	35,695,581
地帶間版亮送電料(電源線に係る収益を除く。)	-	-	-	-	-	-	▲468,020	▲468,020	-	▲468,020
他社版亮送電料(電源線に係る収益を除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	111,741,295	111,508,997	232,288	9,972,439	9,973,433	98,966	304,431,710	298,969,340	5,462,370	74,695,589

(記載注意)

様式第1の注1から3までと同様とすること。

## 送電・高圧配電非開連費明細表(1)

	総水力発電費のうちの 総非アンシリーサービス費			火力発電費のうちの 総非アンシリーサービス費			総原子力発電費			計			総新エネルギー等発電費			
	計			固定			固定			固定			可変			
		固定	可変		固定	可変		固定	可変		固定	可変		固定	可変	
役員給与	48,099	48,099	-	103,016	98,981	4,035	107,713	107,713	-	-	-	-	-	-	-	
給料手当	5,977,023	5,977,023	-	11,230,557	11,230,557	457,834	12,570,711	12,570,711	-	-	-	-	-	-	-	
給料手当賃替額(貸方)	▲12,338	▲12,338	-	▲44,148	▲42,419	▲1,729	▲530	▲530	-	-	-	-	-	-	-	
退職手当	715,756	715,756	-	1,469,922	1,469,922	927	1,601,363	1,601,363	-	-	-	-	-	-	-	
厚生費	1,230,681	1,230,681	-	2,630,421	2,527,387	103,034	2,753,278	2,753,278	-	-	-	-	-	-	-	
委託検針費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
委託集金費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
雜合費	372,126	372,126	-	214,610	206,233	8,407	366,108	366,108	-	-	-	-	-	-	-	
燃料費	-	-	-	368,442,246	368,442,246	15,484,314	15,484,314	15,484,314	-	-	-	-	-	-	-	
使用済燃料再処理等差額費	-	-	-	12,182,054	12,182,054	5,682,785	5,682,785	5,682,785	-	-	-	-	-	-	-	
廃棄物処理費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特定安全部施設物処分費	-	-	-	90,073	1,651,275	768,391	882,884	2,580,475	1,290,128	1,290,128	-	-	-	-	-	
消耗品費	176,345	86,272	-	43,261,850	41,567,283	1,694,567	37,960,471	37,960,471	-	-	-	-	-	-	-	
修繕費	7,736,253	7,736,253	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
水利使用料	2,051,307	2,051,307	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
補償費	327,353	327,353	-	1,589,455	1,527,196	62,259	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
賃借料	891,173	891,173	-	1,341,664	1,289,111	52,553	1,412,928	1,412,928	-	-	-	-	-	-	-	
託送料	(-)	(-)	(-)	(99,195)	(99,195)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
事業者間情報費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
委託費	2,959,275	2,959,275	-	14,096,506	13,544,346	552,160	50,117,073	50,117,073	-	-	-	-	-	-	-	
損害保険料	22,035	22,035	-	725,401	696,987	28,414	1,754,321	1,754,321	-	-	-	-	-	-	-	
原子力損害賠償機構一般負担金	-	-	-	-	-	-	19,560,000	19,560,000	-	-	-	-	-	-	-	
普及啓発関係費	69	69	-	158,096	151,903	6,193	877,340	877,340	-	1	1	-	-	-	-	
養成費	180,488	180,488	-	3328,414	325,158	13,256	1,422,586	1,422,586	-	-	-	-	-	-	-	
研究費	460,118	460,118	-	1,764,101	1,695,001	69,100	4,175,227	4,175,227	-	45,951	45,951	-	-	-	-	
諸費用	1,160,088	1,160,088	-	3,561,077	3,421,590	139,487	3,638,428	3,638,428	-	-	-	-	-	-	-	
電気料賃倒損	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
固定資産税	2,726,941	2,726,941	-	4,101,435	3,940,752	160,653	4,891,869	4,891,869	-	63,214	63,214	-	-	-	-	
雑税	16,139	16,139	-	48,948	47,031	1,917	3,541,481	3,541,481	-	12	12	-	-	-	-	
減価償却費	12,187,550	12,187,550	-	26,047,092	25,027,406	1,019,686	42,296,869	42,296,869	-	240,799	240,799	-	(428)	(428)	(-)	
固定資産除却費	(220,369)	(220,369)	(-)	(319,987)	(319,987)	(-)	(2,486,848)	(2,486,848)	(-)	3,169	3,169	-	-	-	-	
原子力施設設備解体費	1,748,124	1,748,124	-	2,138,838	2,055,060	83,778	2,397,422	2,397,422	-	4,340,081	4,340,081	-	-	-	-	
共有設備費等分担額	270,240	270,240	-	-	-	-	4,340,081	4,340,081	-	-	-	-	-	-	-	
共同設備費等分担額(貸方)	▲139,837	▲139,837	-	▲380,978	▲396,055	▲14,923	▲21,885	▲21,885	-	-	-	-	-	-	-	
地帯別開闢入電源費(電源線に係る費用に限る。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地帯別開闢入送電費(電源線に係る費用に限る。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
他社開闢入送電費(電源線に係る費用に限る。)	23,265,567	17,797,443	5,468,124	156,038,883	56,554,736	99,484,147	-	-	-	12,924,545	12,924,545	-	-	-	-	-
株式会社開業料	65,711	65,711	-	73,905	73,905	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式交付費	▲14,842	▲14,842	-	▲16,176	▲15,542	▲634	▲23,104	▲23,104	-	▲144	▲144	-	-	-	-	
附帯事業營業費用分担開運費賃額(貸方)	▲18,695	▲18,695	-	▲192,816	▲185,263	▲7,553	▲102,352	▲102,352	-	▲178	▲178	-	-	-	-	
開業費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
開業費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式交付費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
社会福利費	36,663	36,663	-	39,961	38,396	1,565	57,074	57,074	-	355	355	-	-	-	-	
社会福利費賃額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人税	547,307	547,307	-	5,610,795	5,419,845	220,950	2,996,455	2,996,455	-	5,215	5,215	-	-	-	-	
電気事業報酬	5,910,607	5,910,607	-	10,105,231	9,709,626	395,605	25,516,253	25,516,253	-	55,480	55,480	-	(1,092,244)	(1,092,244)	(-)	
地帯別版光電原料(過去の使用済燃料に係る収益に限る。)	(82,971)	(82,971)	(-)	(23,295)	(23,295)	(-)	(1,092,244)	(1,092,244)	(-)	(126)	(126)	-	-	-	-	
地帯別版光電料(過去の使用済燃料に係る収益に限る。)	▲1,619,835	▲1,619,835	▲1,496,577	▲123,358	▲15,329,064	▲4,339,351	▲10,989,713	▲10,989,713	-	▲293,866	▲293,866	-	-	-	-	
地帯別版光電料(電源線に係る収益を除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
他社版光電料(過去の使用済燃料に係る収益を除く。)	▲350,147	▲350,147	▲26,664	▲10,441,157	▲2,955,633	▲7,485,474	▲1,311,604	▲1,311,604	-	▲367,791	▲367,791	-	▲55,472	▲55,472	-	
他社版光電料(電源線に係る収益に限る。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	68,927,844	63,519,669	5,108,175	643,754,907	176,106,818	467,648,089	253,081,999	216,373,665	36,708,394	13,010,276	445,069	12,565,207	-	-	-	-

(記載注意)

1 計算料、減価償却費及び電気事業報酬の( )内には、電源線に係る費用を内数として記載すること。

2 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

## 送電・高圧配電非関連費用明細表(2)

	低圧配電費		非ネットワーク給電費				合計	
	計		固定		可変		計	
	役員給与	56,950	-	3,634	-	3,634	-	315,377
給料手当	5,059,495	5,059,495	-	484,891	-	-	35,780,511	457,834
給料手当賃額(貸方)	▲88,006	▲88,006	-	▲1,973	-	▲1,973	▲146,985	▲1,729
退職給与金	846,792	846,792	-	54,030	-	54,030	4,747,863	4,687,936
厚生費	1,455,753	1,455,753	-	92,884	-	92,884	8,163,017	8,059,983
委託検針費	-	-	-	-	-	-	-	103,034
委託集金費	-	-	-	-	-	-	-	-
雜詮	77,716	77,716	-	13,435	-	13,435	-	-
燃料費	-	-	-	-	-	-	383,926,560	-
使用済燃料再処理等免電費	-	-	-	-	-	-	8,945,296	8,945,296
廃棄物処理費	-	-	-	-	-	-	17,864,839	-
特定放射性廃棄物処理費	-	-	-	-	-	-	1,438,459	2,026,442
消耗品費	223,940	111,970	21,983	10,997	10,996	10,996	2,267,759	2,386,051
修繕費	18,432,242	18,432,242	21,232	21,232	-	-	107,455,294	105,760,727
水利使用料	-	-	-	-	-	-	2,051,307	2,051,307
補償費	66,566	66,566	-	48	-	48	1,983,422	1,921,163
販售料	3,779,409	3,779,409	-	89,405	-	89,405	7,514,579	7,462,028
託送料	-	-	-	-	-	-	99,195	52,553
事業者間精算費	-	-	-	-	-	-	(99,195)	(99,195)
委託費	2,713,720	2,713,720	-	145,090	-	145,090	-	-
損害保険料	56	56	-	-	-	-	2,501,813	2,473,399
原子力損害賠償機構一般負担金	-	-	-	-	-	-	19,560,000	19,560,000
普及開発関係費	81	81	-	-	-	-	1,035,587	1,029,394
養成費	87,197	87,197	-	21,183	-	21,183	2,049,868	2,036,612
研究費	166,407	166,407	-	40,219	-	40,219	6,652,023	6,582,923
諸費	1,028,367	1,028,367	-	97,075	-	97,075	9,485,062	9,345,575
電気料金割損	-	-	-	-	-	-	-	-
固定資産税	2,829,694	2,829,694	-	24,113	-	24,113	14,637,266	14,476,613
雑税	16,074	16,074	-	9,166	-	9,166	3,631,820	3,629,903
減価償却費	7,795,260	7,795,260	-	215,288	-	215,288	88,782,858	87,763,172
固定資産除却費	2,620,838	2,620,838	-	13,211	-	13,211	(3,028,222)	(3,028,222)
原子力施設解体費	-	-	-	-	-	-	8,921,842	8,838,064
共有設備費等分担額	2,829,694	2,829,694	-	-	-	-	4,340,081	4,340,081
共有設備費等分担額(貸方)	-	-	-	-	-	-	816,674	765,270
地盤開購入電原線に係る費用(貸方)	-	-	-	-	-	-	▲542,700	▲527,777
地盤開購入電原線に係る費用(借主の使用権料に係る費用を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-
地盤開購入電原線に係る費用(借主の使用権料に係る費用に限る。)	-	-	-	-	-	-	-	-
他社購入電原線	-	-	-	-	-	-	192,228,935	192,228,935
(過去の使用済料に係る費用及び再エネ特措法交付金相当額を除く。)	-	-	-	-	-	-	74,352,179	117,876,816
他社購入送電費	-	-	-	-	-	-	-	-
(過去の使用済料に係る費用に限る。)	-	-	-	-	-	-	139,616	139,616
建設分担開通運賃管額(貸方)	▲13,662	▲13,662	-	▲17	-	▲17	▲67,975	▲67,341
附帯事業營業費(分担開通運賃管額(貸方))	▲21,923	▲21,923	-	▲511	-	▲511	▲336,475	▲328,922
開港費	-	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費	-	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費償却	-	-	-	-	-	-	-	-
社会福利行費	37,753	37,753	-	116	-	116	171,922	170,357
社会福利行費償却	-	-	-	-	-	-	-	-
法人税等	717,952	717,952	-	14,969	-	14,969	9,922,633	9,701,743
電気事業報酬	5,974,025	5,974,025	-	33,793	-	33,793	47,625,389	47,229,784
地盤開版亮電原料	-	-	-	-	-	-	(1,298,636)	(1,298,636)
(過去の使用済料に係る費用に限る。)	-	-	-	-	-	-	-	-
他社亮電原料(電原線に係る収益に限る。)	-	-	-	-	-	-	▲12,170,699	▲4,402,841
(過去の使用済料に係る費用に限る。)	-	-	-	-	-	-	-	-
他社亮電送電料(電原線に係る収益に限る。)	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	53,862,696	53,750,726	111,970	1,393,244	1,392,248	10,986	1,034,030,966	511,578,195

(記載注意)  
1 配送料、減価償却費及び電気事業報酬の( )内には、電源線に係る費用を内数として記載すること。  
2 その他は、様式第1の注1から3までと同様とする。

## 送電・高压配電閑連需要素明細表

	最大電力 (10 <sup>3</sup> kW)	延契約電力 (10 <sup>3</sup> kW)	尖頭時責任電力 (10 <sup>3</sup> kW)		発受電量 (10 <sup>6</sup> kWh)	口数 (口)	販売電力量 (10 <sup>6</sup> kWh)
			夏期	冬期			
特別高压需要	635	-	581	592	6,054.1	1,840	5,932
高压需要	2,692	46,792.4	2,692	1,453	11,237.9	346,730	10,682
低压需要	2,556	137,494.2	1,945	2,649	12,284.8	34,330,520	11,202
合計	5,883	184,286.6	5,218	4,694	29,576.8	34,679,090	27,816

(注) 上記はいずれも原価算定期間における各年度の平均値。なお、販売電力量について、原価算定期間の合計値は、特別高压需要17,795百万kWh、高压需要32,045百万kWh、低压需要33,606百万kWh

## 様式第6の2（第9条の2第3項関係）

## 送電・高压配電非閑連需要素明細表

	最大電力 (10 <sup>3</sup> kW)	尖頭時責任電力 (10 <sup>3</sup> kW)		発受電量 (10 <sup>6</sup> kWh)
		夏期	冬期	
特別高压・高压需要	3,223	3,223	2,000	16,990.3
低压需要	2,556	1,945	2,649	12,284.8
合計	5,779	5,168	4,649	29,275.1

様式第6の4（第14条の3関係）

第1表

追 加 事 業 報 酬 総 括 表

(単位：千円)

項 目	金額	備考
連 系 設 備 特 別 報 酬 額 (1)	—	送配電部門電気事業報酬額： 40,755,453 千円
還 元 (2)	—	
内 部 留 保 相 当 額 控 除 額 (3)	—	
追 加 事 業 報 酬 額 (4)=(1)-(2)-(3)	—	

原価算定期間を、平成25年4月から平成28年3月までの3年として算定した。  
(記載注意)

送配電部門電気事業報酬額を、備考欄に記載すること。

様式第6の4 (第14条の3関係)

第2表

連 系 設 備 特 別 報 酬 対 象 額 明 細 表

(単位：千円)

名称		連 系 設 備 区間又は所在地	金 額	名称	金 額	合 計
特定固定資産	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
建設中の資産	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
連系設備特別報酬対象額						-

(記載注意)

建設中の資産の欄には、第14条の3第3項（沖縄電力にあっては、第19条の14第3項）の建設中のものについて記載すること。

## 送電・高压配電閲連費及び送電・高压配電非閲連費計算表

						(単位：千円)		
固定費			可変費			需要家費		
	固有	追加	計	固有	追加	計	固有	追加
送電・高压配電 閲連費	161,134,131	▲5,668,961	155,465,170	2,295,448	17,315,941	19,611,389	70,785,892	153,544
送電・高压配電 非閲連費	257,172,626	10,150,378	267,323,004	219,288,079	7,843,386	227,131,465	—	—

(記載注意)

固有の欄には第10条第1項第1号又は第2号で整理された固有固定費、固有可変費及び固有需要家費を、追加の欄には第16条で整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加需要家費を、記載すること。

第2表

## 原価等集計表

						(単位：千円)		
固定費			可変費			需要家費		
	固有	追加	計	固有	追加	計	固有	追加
低圧需 要	418,306,757	4,481,417	422,788,174	221,583,527	25,159,327	246,742,854	70,785,892	153,544

(記載注意)

第1表で整理された金額の合計額を記載すること。  
注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第8（第19条第6項関係）  
第1表

低圧需要原価等と料金収入の比較表

(単位：千円)

	固定費	可変費	需要家費	合計	販売電力量 (10 <sup>6</sup> kWh)	単価 (円／kWh)	想定料金 入
低圧需要	422,788,174	246,742,854	70,939,436	740,470,464	33,606	22.03	740,469,972

(記載注意)

様式第1の注1及び2と同様とすること。